

議案説明書

【2月22日開催分】

令和6年3月定例会

令和6年度生駒市議会第1回(3月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和6年2月22日(木) 午後1時

2 場 所 第1会議室

3 説明議案等

報告第1号	市長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)
報告第2号	市長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)
議案第1号	専決処分につき承認を求めることについて(令和5年度生駒市一般会計補正予算(第8回))
議案第10号	令和5年度生駒市一般会計補正予算(第9回)
議案第11号	令和5年度生駒市介護保険特別会計補正予算(第2回)
議案第12号	生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
議案第13号	生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	生駒市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	生駒市ハラスメントの防止等に関する条例の制定について
議案第16号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第21号	生駒市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号	生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号	生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第25号	生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第26号	生駒市高山竹林園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第27号	生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第28号	生駒市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第29号	生駒市水道事業給水条例及び生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第30号	生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議案第31号	損害賠償の額の決定について

議案第 32 号	生駒市自転車駐車場の指定管理者の指定について
議案第 33 号	生駒山麓公園の指定管理者の指定について
議案第 34 号	奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
議案第 35 号	第 6 次生駒市総合計画第 2 期基本計画を定めることについて

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

市長公室長	小林弘幸	総務部長	川島健司	総務部参事	杉浦弘和
地域活力創生部長	領家 誠	市民部長	中谷正之	福祉健康部長	吉村智恵
建設部長	米田尚起	都市整備部長	北田守一	消 防 長	川端信一郎
教育こども部長	鍬田明年	生涯学習部長	八重史子	上下水道部総務課長	池田尚謙

報告第1号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

報告第2号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

【市民部】

報告第1号については、ハイツの敷地内の障壁に公用車を当て損傷させた物損事故に係る損害の賠償で、この度、示談が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年1月24日付けで専決処分をし、同法同条第2項の規定により、報告するものです。

事象の概要は、辻町地内のハイツにおきまして、令和5年11月29日水曜日に、業務終了後、公用車でハイツの駐車場から出ようとした際、敷地内の障壁に公用車の左後方部を当て損傷させたものです。

なお、今回の事故の原因は、左折時の運転不注意によるものですが、当該障壁の修理は既に完了し、損害賠償額としては、3万1185円で相手側と合意しており、この費用は、本市が加入している全国市有物件災害共済会の自動車損害共済から全額支払われました。

報告第2号については、清掃リレーセンター敷地内において、球状の廃棄物が進入路へ転がり、一般市民の乗用車に接触し損傷させたことによる物損事故に係る損害の賠償で、この度、示談が成立したため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年2月5日付けで専決処分をし、同法同条第2項の規定により、報告するものです。

事象の概要ですが、清掃リレーセンター敷地内において、令和5年9月16日土曜日に、処理困難物の搬出作業中、球状の廃棄物が進入路へ転がり、ごみの持ち込みのため来場した一般市民の乗用車に接触し損傷させたものです。

なお、当該車両の修理は既に完了し、損害賠償額としては、21万4830円で相手側と合意しており、この費用は、本市が加入している全国市長会市民総合賠償補償保険から全額支払われます。

今後、同様の事故を防止する安全対策としては、球状の転がる恐れがある形状の処理困難物については仮置き場には入れず、専用のフレコンバッグに保管することや、仮置き場での重機による攪拌作業は、原則としてごみの受入れ時間外に行うなどの対策を既に実施しているところです。

議案第 1 号 専決処分につき承認を求めることについて（令和 5 年度生駒市一般会計補正予算（第 8 回））

【福祉健康部】

今回の補正については、過日、2月19日の議会運営委員会において、事前に申し入れしたのですが、地方自治法第179条第1項の規定により、本年2月19日付けで専決処分し、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

歳入・歳出それぞれに4億9050万3000円を追加するもので、内容としては、国の経済対策に基づき、物価高騰の影響が大きい低所得世帯への支援策として、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付するものです。

また、住民税非課税世帯など低所得者の子育て世帯へのこども加算として、18歳以下の児童1人当たり5万円を追加給付するものです。

議案第10号 令和5年度生駒市一般会計補正予算（第9回）

【市長公室】

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費について、市長公室分として2521万円の増額補正をするものです。

内容としては2点あり、1点目は、節3における職員の退職手当の増額であり、12月の補正予算時に見込んでいた退職者数が同予算成立後に増加したため2400万円の補正を行うもので、財源につきましては、全額、職員退職給与基金より繰り入れを行うものです。

2点目は、節12における委託料の増額であり、児童手当の支給対象拡充に伴い、本市の職員に支給する児童手当に対応するため、人事給与システムの改修費用として121万円を計上するとともに、繰越明許費を設定するものです。財源については、全額、国庫補助金で対応します。

【総務部】

歳入について、款18寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金において、ふるさとこま応援寄附金について、想定を上回る寄附があり、5年度の寄附額が2000万円増加すると見込まれることから、増額補正の予算を計上しています。

歳出について、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節24積立金において、ふるさとこま応援基金について、寄附額の増加に伴い、同額の2000万円の増額補正をするものです。

【地域活力創生部】

繰越明許費補正の款 衛生費、項 保健衛生費、事業名 地域脱炭素移行・再エネ推進事業ですが、本市が国の脱炭素先行地域に選定されたことを踏まえ、太陽光発電システム及び蓄電池を導入する事業を予定していましたが、当該事業の建設・運営を担う事業主体の設立にあたり、当初想定より関係者間の調整に時間を要したことに加えて、建設用電線の需給ひっ迫により、年度内の事業完了が困難な状況となったことから、2億2880万8000円の繰越明許費の設定をするものです。

次に、款 産業経済費、項 農業費、事業名 土地改良事業ですが、法により、ため池の決壊を防止するために施工する防災工事の必要性を判断するため、現況を把握し、劣化状況評価を実施することにより、防災工事の必要性を判断する調査委託業務を行うもので、令和5年度の未執行业務分、754万9000円について繰越明許費の設定をするものです。なお、財源は、奈良県の「ため池等整備事業」の補助金で、歳出の全額が交付されています。

次に、款5産業経済費、項1農業費、目5農地費の節18負担金補助及び交付金の県営土地改良事業負担金については、継続事業で奈良県が実施する高山ため池に治水機能や洪水調整機能などを発揮させるための県営土地改良事業において、令和6年度事業の一部を前倒して実施することになり、令和5年度補正予算で事業を実施することから、事業相当分に対応する市の負担金についても増額し、

支払うもので、161万7000円を計上しています。

財源となる歳入については款18寄附金、項1寄附金、目3産業経済費寄附金、節1農業費寄附金40万4000円及び款22市債、項1市債、目4産業経済債、節1農業債120万円、です。

【市民部】

歳入、款23自動車取得税交付金、項1自動車取得税交付金、目1自動車取得税交付金ですが、日野自動車株式会社による排出ガス・燃費性能試験における不正行為により、過去に納税された自動車取得税に異動が生じ、納税不足額が発生しました。

この不足額が奈良県に納税され、奈良県から本市へ自動車取得税交付金が交付されることとなりましたので、606万円の増額補正をするものです。

繰越明許費補正、款総務費、項戸籍住民基本台帳費、事業名戸籍住民基本台帳事務費です。戸籍法改正等による戸籍総合システム及び住民記録システムの改修について、国からの機能要件の追加等により年度内に完了を見込めないため、1504万8000円の繰越明許費の設定をするものです。

【福祉健康部】

今回の補正予算は、本年度の年度途中において、介護サービス等給付費について、不足額が生じることが予測されることから、令和5年度介護保険特別会計の補正が必要となったことに伴い、市からの負担分として款3民生費、項1社会福祉費、目6介護保険費、節27繰出金で1112万5000円を増額するための補正をするものです。

繰越明許費の補正について、款民生費、項社会福祉費、「住民税非課税世帯等に対する物価高騰対応重点支援給付金給付事業」の9945万7000円は、対象世帯への7万円給付について、「支給のお知らせ」方式の採用により、現在までに多くの世帯への給付が完了している状況ですが、申請期限が本年4月末までとなることから、繰越明許費の設定をするものです。

また、「住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金給付事業」の2億1550万5000円及び、「低所得者の子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金給付事業」の2億7499万8000円は、対象世帯への10万円給付や子ども加算5万円給付の開始時期が本年3月下旬から4月上旬となる見込みであることから、繰越明許費の設定をするものです。

款衛生費、項保健衛生費「新型コロナウイルスワクチン接種事業」の915万4000円は、新型コロナウイルスの特例臨時接種が、令和6年3月31日をもって終了となりますが、医療機関からの接種費用の請求が4月以降に及ぶ場合や、余剰ワクチン等の廃棄が4月以降になることが想定されるため、接種事業に係る費用の一部について繰越明許費の設定をするものです。

【建設部】

繰越明許費補正の追加として、款 土木費、項 道路橋梁及び河川費について、まず、道路管理費については、路面性状調査業務委託において、補修計画の策定において不測の日数を要したことから、2000万円を繰り越すものです。

次に、道路橋梁維持補修費については、法面及び道路構造物補修工事において200万円、奈良阪南田原線道路舗装工事において220万円、合わせて420万円を繰り越すものです。

次に、橋梁予防保全事業については、道路橋定期点検業務委託において840万円と第2阪奈1号橋予防保全補修工事において6000万円、合わせて6840万円を繰り越すものです。

次に、橋梁耐震化事業については、中菜畑歩道橋耐震補強詳細設計業務において、900万円を繰り越すものです。

次に、生活道路安全対策事業については、鹿ノ台循環線他交差点安全対策工事において、800万円を繰り越すものです。

次に、道路新設改良事業のうち、近鉄南生駒駅東西移動施設等詳細設計業務において、5000万円を繰り越すものです。

以上7業務の繰越理由については、関係機関との協議に不測の日数を要したことから年度内完成が見込めなくなったことによるものです

また、同じく道路新設改良事業のうち、生駒1号歩行者専用道エスカレーター更新工事において1388万円、生駒2号歩行者専用道エスカレーター更新工事において1534万円、合わせて7922万円を繰り越すものです。

繰越理由については、工事部材の納入に不測の日数を要したことから年度内完成が見込めなくなったことによるものです。

次に、繰越明許費補正の変更として、款 土木費、項 道路橋梁及び河川費については、河川水路改修事業については、菜畑西壺分線支線27号他側溝改修工事において、関係機関との協議に不測の日数を要したことにより2061万円、松ヶ丘南条線排水施設整備工事において、工事部材の納入に不測の日数を要したことにより470万円をそれぞれ繰り越すものです。

12月議会で承認頂いている補正前の1742万2000円と合わせて、補正後として4273万2000円を繰り越すものです。

【都市整備部】

繰越明許費補正追加の款 土木費、項 都市計画費において、まちづくり推進事業で、学研北生駒駅中心地区まちづくり委託料について、地権者との合意形成等に不測の日数を要したため、1210万円を繰り越すものです。

また、公園整備費事業で、公園施設長寿命化計画の見直しについて、遊具の点検などを定めた新たな「遊具の安全に関する基準」が令和6年4月から運用されることから、基準との整合を図るため、発注時期を調整したこと、また、公園施設長寿命化事業において、利用者等のニーズ把握など公園遊具の選定及び納入に不測の日数を要したことから、7951万6000円を繰り越すものです。

次に、北部地域整備促進事業では、学研高山地区第2工区のまちづくり事業推進委託料について、都市計画道路の変更に係る関係機関との協議に不測の日数を要したため、1969万円を繰り越すものです。

【教育こども部】

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費です。

本費目では、児童手当の支給対象拡充に伴い、児童手当システムの改修が必要となるため、242万円を増額補正するとともに繰越明許の設定をするものです。

歳入は、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金です。

全額国庫補助で、363万円のうち他の所属所管分121万円を除き、歳出と同額の242万円を計上しています。

目2児童保育費では、施設型給付費等負担金について人事院勧告の影響による公定価格の単価見直しに伴い、1億3930万7000円を増額補正するものです。

歳入は、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2児童福祉費負担金で6031万5000円、款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節2児童福祉費負担金で3015万7000円、中段の項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費補助金で243万9000円を計上しています。

款8教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費では、施設型給付費等負担金について人事院勧告の影響による公定価格の単価見直しに伴い229万9000円を増額補正するものです。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3教育費国庫負担金、節1幼稚園費負担金で90万2000円、款16県支出金、項1県負担金、目4教育費県負担金、節1幼稚園費負担金で45万1000円、項2県補助金、目6教育費県補助金、節2幼稚園費補助金で24万7000円を計上しています。

次に、繰越明許費補正の款民生費、項児童福祉費、児童福祉経費について、現在施行中の旧門前町児童会館解体工事について、公園内階段等の補修が必要となった場合に年度内で工事が完了できない可能性があることから、工事請負費1547万7000円を、また、現在実施している第3期子ども・子育て支援事業計画策定のための基礎調査について、集計等の業務が年度内に完了できないことから、委託料として330万円、合計1877万7000円を繰り越すものです。

次に、款教育費、項教育総務費、生駒南小学校・中学校整備事業について、分筆登記及び境界確定等業務について、地権者との日程調整に日数を要したことから、792万円を、また、項小学校費、小学校施設管理費について、生駒小学校体育館門扉及びフェンス設置工事について、入札不調により、年度内完了ができないことから、334万円を、最後に、項中学校費、中学校施設管理費についても、光明中学校ガス配管改修工事について、入札不調により、年度内完了ができないことから、1049万1000円をそれぞれ繰り越すものです。

【生涯学習部】

款 8 教育費、項 5 社会教育費、目 2 社会教育施設費、節 1 4 工事請負費では、北大和体育施設バスケットゴール非構造部材改修工事及び照明器具LED化改修工事において令和 5 年度国庫補助事業に採択されたことから、1 4 8 2 万 9 0 0 0 円の増額補正をするものです。

財源となる歳入については、款 1 5 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 5 教育費国庫補助金、節 5 社会教育費補助金で、4 9 4 万 3 0 0 0 円及び款 2 2 市債、項 1 市債、目 7 教育債、節 1 社会教育債で、地方債として 9 8 0 万円を計上しています。

なお、当該事業については、令和 6 年度中に事業完了予定であるため補正額全額を繰り越すものです。

議案第 11 号 令和 5 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）

【福祉健康部】

今回の補正予算は、本年度の年度途中において、介護サービス等給付費において、サービス利用の予想を上回る不足額が生じることが予測されることから、歳入歳出それぞれに 8900 万円を追加し、総額 98 億 9258 万 5000 円とする補正をするものです。

歳入として、介護サービス給付費の増額に伴って一定率で交付される、款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金、1602 万円、款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金、163 万 8000 円、款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金、2403 万円、款 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金、1290 万 5000 円、市からの負担分として款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金、1112 万 5000 円、基金からの繰り入れとして、款 7 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金 2328 万 2000 円をそれぞれ計上しています。

次に歳出については、款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス等給付費に 7300 万円を、款 2 保険給付費、項 2 高額介護サービス費、目 1 高額介護サービス等給付費に 1500 万円を、款 2 保険給付費、項 3 介護保険諸費、目 1 審査支払手数料に 100 万円を計上しています。

議案第12号 生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

【地域活力創生部】

まず、本条例制定の背景ですが、本条例は、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、インターネットの利用等、オンライン技術によって行えるようにするための基本事項を定めることにより、市民の利便性向上並びに行政運営の効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とし、制定するものです。

次に、本条例の概要については、市で行う申請等の手続の中には、市の条例等で「書面により行う」旨が規定されている場合があります。この手続をオンライン化したい場合には、「書面により行う」旨の規定を個別に改正する必要があります。このことが、行政手続のオンライン化にあたっての阻害要因のひとつとなっています。

そのため、このような「書面規定」を持つ条例等について、「オンライン化時に読み替えが必要となる共通事項を一括して規定する条例」を制定することで、行政手続のオンライン化に向け、例規的な整備を行うものです。

次に、本条例の主な内容については、第3条に、「オンラインによる申請」を規定しています。

その中で、条例等により「書面による手続」が規定されている申請等について、オンラインによる申請を可能とするとともに、オンラインによる申請等が行われた際に、当該条例等に規定する「書面等により行われた手続」とみなすことを規定しています。

さらに、申請等がオンラインで行われた際の到達時期に関する事、「署名等」が義務付けられている申請等について個人番号カードによる電子署名等で代替すること、などについて規定しています。

第4条では、条例等による処分通知等のオンライン利用に関する事、第5条では、条例等により行う縦覧・閲覧について、コンピュータ等により作成された電磁的記録により行えること、第6条では、条例等で書面等により作成・保存するとしているものについて、同じく電磁的記録により行えることについて、それぞれ規定しています。

第7条では、オンラインによることが適当でない手続についての除外規定、第8条では、個人番号の利用等による添付書類の省略、第9条では、オンラインによる手続等の推進状況についての公表について、それぞれ規定しています。

なお、本条例は、「情報通信技術を活用した行政等の推進に関する法律」、いわゆる「デジタル手続法」第13条第1項の要請に基づき制定するものであり、奈良県、県内他市を含め、全国の自治体で同種の条例が制定されています。

あわせて、本条例の制定に伴い、市の機関等に係る手続等について、オンラインにより行うことができるようになることから、生駒市行政手続条例の関連部分について、附則による改正を行います。

議案第13号 生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例について

【総務部】

本条例については、地方自治法の一部改正により、4つの条例において引用している条項の繰り下げが行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容については、同法の改正で「第243条の2の2」が「第243条の2の8」に繰り下がったことに伴い、同条を引用している生駒市監査委員条例第12条、生駒市下水道事業の設置等に関する条例第5条、生駒市水道事業の設置等に関する条例第5条及び生駒市病院事業の設置等に関する条例第6条の各規定において、条項を改めるもので、施行日は、令和6年4月1日です。

議案第 14 号 生駒市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 15 号 生駒市ハラスメントの防止等に関する条例の制定について

【市長公室】

本条例については、令和 6 年度の行政組織改編に伴い、子育て支援総合センターの業務を教育委員会の事務部局から市長の事務部局に移行すること、また段階的な定年延長により年度ごとの定年退職者が変動する中で、持続可能な人員体制の構築・維持をはかるために新規採用者数を令和 7～16 年の 10 年間で平準化した場合、特に市長の事務部局で令和 10 年度、令和 14 年度で職員数が増加すると見込まれるため、職員定数の総数は変更せず、市長の事務部局と教育委員会の事務部局の定数を改正するものです。

改正内容としては、生駒市職員定数条例第 2 条「職員の定数」において、市長の事務部局の職員の定数「535」人を「560 人」に、教育委員会の事務部局の職員の定数「169」人を「144」人に改めるものです。

施行日については令和 6 年 4 月 1 日からとしています。

続きまして、議案第 15 号については、職場におけるパワーハラスメント対策の義務化に伴い、本市では令和 2 年 11 月 1 日付けで「職場におけるハラスメントの防止等に関する指針」を策定し、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメントも含めたハラスメント防止等に取り組んできましたが、今後、本市の職員に対するさらなるハラスメントに関する防止等の体制強化に向け、条例を新たに制定するものです。

本条例では、本市の一般職の職員に対するハラスメントを適用範囲とし、市長や議員などの特別職も含めた本市職員のハラスメント禁止、ハラスメント防止等に向けた市長や職員等の責務、附属機関であるハラスメント審査委員会の設置を含めたハラスメントに関する相談の流れなどを規定しています。

施行日については令和 6 年 4 月 1 日からとしています。

議案第16号 生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
【福祉健康部】

今回の改正は、「課税限度額の引上げ」及び「国民健康保険税の税率改定」を行うものです。

まず、「課税限度額の引上げ」については、県の保険料率統一に合わせて県が提示する限度額金額に改正するものです。

現在の課税限度額は、医療分が「65万円」、後期分が「20万円」、介護分が「17万円」で合計102万円ですが、今回、後期分を20万円から22万円に引き上げることで、課税限度額合計104万円となり、国の令和5年度法定限度額と同額になるものです。

次に、「国民健康保険税の税率改定」について、本市におきましては、令和6年度県内保険料率統一に向け、生駒市の保険料方針に基づき、令和2年度と令和4年度に税率の改定をしました。

今回、県が示す令和6年度統一保険料率に合わせて税率を改定するものです。

改定内容は、まず、医療分について、所得割を「7.4%」を「7.64%」に均等割を「26,600円」を「27,600円」に、平等割を「24,500円」を「20,000円」に、後期（高齢者支援金）分について、所得割を「3.0%」を「3.27%」に、均等割を「10,200円」を「11,500円」に、平等割を「8,200円」を「8,400円」に、介護（納付金）分について、所得割を「3.0%」を「3.03%」に、均等割を「17,800円」を「16,900円」に、それぞれ改定するものです。

施行日は令和6年4月1日です。

議案第 17 号 生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【消防本部】

今回の条例の一部改正は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部が改正され、危険物施設にかかる手数料の改正が示されましたので、これを受けて、「生駒市手数料条例」を改正するものです。

改正の内容については、地方分権推進計画に基づく定期的な見直しにより、本条例の別表で定める危険物施設の設置許可申請等に対する審査手数料を、基準政令のとおり引き上げるものです。

本条例の施行日は、令和 6 年 4 月 1 日となります。

議案第18号 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【教育こども部】

議案第18号は、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

内容は、幼稚園、保育園、こども園を利用申込者が選択する際に必要な重要事項に関して、従来の書面掲示に加えて、インターネットを利用した公衆の閲覧が義務化されたことに伴う改正と、磁気ディスク等の種類に関して文言の適正化が図られたことに伴う改正です。

改正条例の施行日は、令和6年4月1日としています。

議案第19号は、多子世帯の子育て負担の軽減を図るため、所要の改正を行うものです。

内容は、本条例において、現在、第2子の満3歳未満保育認定こどもの保育料を半額としていますが、無償とする改正を行うものです。

また、本改正にあたり、第2子のカウント方法についても見直しを行い、国の制度では就学前（5歳以下）の子に限定されていましたが、同一生計で扶養する子を年齢問わずカウントの対象とする改正も併せて行っています。

なお、本改正により、本市独自の財源負担が生じるため、令和6年度予算案において予算措置を行っています。

改正条例の施行日は、令和6年4月1日としています。

議案第20号 生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例について
【福祉健康部】

子ども医療費等の助成については、現在、未就学児のみ現物給付となっています。

今回の改正により、小学生から18歳までに対する医療費助成の給付方法を償還払いから現物給付にするため、関係する「子ども医療費助成条例」、「ひとり親家庭等医療費助成条例」、「心身障害者医療費助成条例」の3条例の一部改正を行うものです。施行期日は、令和6年8月1日としています。

議案第 2 1 号 生駒市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 2 号 生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

【総務部】

「生駒市営自転車駐車場見直しの概要」については、これまで生駒駅周辺の自転車駐車場は、通勤・通学の利用者が低価格で利用できる利便性の高い施設として運営をしてきました。

一方、利用者からは利用時間の延長等の要望も寄せられているほか、駅南側に比べ、駅北側の自転車駐車場は恒常的な満車状態が続いており、改善を求める意見も寄せられてきました。

それらを踏まえ、生駒駅周辺自転車駐車場について新設も含め見直しを行うものです。

見直しのポイントとしては、まず、自転車、自動二輪駐車場の台数の拡大を行います。具体的には、谷田第 3 自転車駐車場と、ベルテラス自動二輪駐車場を新設します。

次に、利用しやすい環境の整備を行います。具体的には、谷田第 3 自転車駐車場を加えた全 7 施設について、新たな指定管理者の公募を行い、24 時間営業を目指します。

最後に、安定した運営を図るため、周辺市町村との利用料金の差も考慮し、施設利用料金の値上げを行うものです。

谷田第 3 自転車駐車場は、駅最寄りの駐車場となるため、自転車に限定し、逆に駅から遠い駅前第 2 自転車駐車場をバイク専用にするなど、施設ごとに駐車できる車種を限定し、効率的な利用を促進します。

利用料金については、一定の金額を上限とし、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。

谷田第 3 自転車駐車場については、令和 6 年度当初から設計にかかり、工事が完了し次第営業を開始する予定です。

令和 7 年度以降の新指定管理者については、令和 6 年度当初から新指定管理者の募集の手続きをすすめ、9 月議会に指定議案を提出する予定です。

条例の内容については、今回の自転車駐車場の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

第 1 条では、生駒駅北側の自転車駐車場需要の急増に対応するため、「谷田第 3 自転車駐車場」の新設に伴う施設の追加と、利用料金の追加を行っています。

第 2 条は、生駒駅周辺の全ての自転車駐車場を一括して新指定管理者に管理を行わせるため、「生駒駅北自転車駐車場」「谷田自転車駐車場」「谷田第 2 自転車駐車場」を施設に追加するとともに、各施設における駐車できる自転車等の種類や、利用料金を変更するものです。

最後に附則として、施行期日は、第 1 条の規定は公布の日から起算して 10 月を超えない範囲内において規則で定める日から、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行すること、及び経過措置を規定しています。

続いて、上記の自転車駐車場と同様に、自動二輪車についても駅周辺の駐車場

需要が急増しているため、令和6年度において自転車駐車場の新設と併せ、自動二輪駐車場を新設することにより、駅周辺の自転車、自動二輪車トータルでの受け入れ台数を確保し、駅周辺の不法駐車、駐輪の解消を図るものです。

見直しのポイントとしては、ベルテラスいこま自動車駐車場内に自動二輪駐車場を新設し、自動二輪車の駐車台数の拡大を図ります。

駐車料金については自転車駐車場における普通自動二輪車の駐車料金と同額になります。

ベルテラス自動二輪駐車場については、令和6年度当初から設計にかかり、工事が完了し次第営業を開始する予定です。

なお、管理については、現自動車駐車場指定管理者に業務を追加する予定です。

続きまして、条例の内容については、今回の自動車駐車場の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容としては、生駒駅周辺の自動二輪駐車場需要の急増に対応するため、ベルテラス自動二輪駐車場の新設に伴い、駐車できる車種の追加と、利用料金の追加を行っています。

最後に附則として、施行期日は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること、及び経過措置を規定しています。

議案第 23 号 生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 24 号 生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

【福祉健康部】

今回の改正は、令和 6 年度から令和 8 年度の第 9 期介護保険事業計画において、高齢者人口の推移や、それに伴う要介護認定者数の伸びなどから推計されました保険給付費及び地域支援事業費に基づき、65 歳以上の本市の高齢者にご負担いただく介護保険料を定めるものです。

第 8 期は、基準とする第 5 段階の保険料は月額 5300 円でしたが、第 9 期は月額 5600 円と、5.7%の増額改訂するものです。

介護給付費準備基金から 5 億 4900 万円を投入し、保険料の上昇をできる限り抑え、保険料段階を設定しています。なお、条例第 4 条各号において定める年額に改正するものです。

また、国の政令の改正により、介護保険料の標準段階を現在の 9 段階から 13 段階に変更することに伴い、本市としましては所得額に応じてさらに細やかに対応するため、所得段階数を現在の 14 段階から 18 段階に変更するものです。

従来、地域支援事業における任意事業として実施していた介護用品の支給事業について、国の取り扱いにおいて原則、地域支援事業の対象外とされていることから保健福祉事業として実施するため条例を改正するものです。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日としています。

次に議案第 24 号の改正は、厚生労働省令である「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が改正されたことから、本市の関連する条例について国の基準などに合わせて所要の改正をするものです。

関係する条例とは、①生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、②生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、③生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、④生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに生駒市指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の 4 条例となります。今回の改正の根拠となる厚生労働省令が 1 つであることから、4 条例を一括して改正しています。今回の改正内容の主なものの 1 つ目の「居宅介護支援に係る改正の主なもの」としましては、ケアマネージャー 1 人当たりの取扱件数の変更、一定の要件を満たした場合に、テレビ電話装置等を利用したモニタリングの実施を可能とするなどの改正になります。

2 つ目の「介護予防支援に係る改正の主なもの」としましては、居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援を行う場合の人員基準について、居宅介護支援事業所と同様のものとする。居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けるにあたり、本市の独自基準としまして、質の担保を図るため、一定のルールを

設けるなどの改正になります。

「地域密着型・地域密着型介護予防に係る改正の主なもの」としましては、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付ける、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けるなどの改正になります。

その他の共通する改正の主なものとしては、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、ウェブサイトへの掲載を義務付ける、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるなどの改正になります。

施行期日は、令和6年4月1日としています。

今回の改正では、良質な介護サービスの確保に向けた、働きやすい環境づくりなどにかかる改正であり、それによってサービス利用の大幅な増加や給付費への影響はないものと考えています。

議案第 25 号 生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 26 号 生駒市高山竹林園条例の一部を改正する条例の制定について

【地域活力創生部】

議案第 25 号についてですが、本市は、平成 24 年に生駒市企業立地促進条例を制定し、高山サイエンスタウン及び学研生駒テクノエリアに立地した製造業の事業者に対し企業立地補助金の交付を行ってきました。

引き続き、本補助金による本地域への立地促進を図るところですが、「親会社と子会社が共同で申請する場合」の申請方法や「国等の補助金を活用して立地する場合」の取り扱いについて条例に明記していなかったことから、本件に係る照会が多く寄せられていたため、その取り扱いについて追記する条例改正を行うものです。

次に、議案第 26 号についてですが、高山竹林園は本市の地場産業である竹製品の振興及び市民の文化と教養の向上に資することを目的とした施設であります。が、昨今、高山地域の活性化の拠点として同施設の活用が期待されており、「高山竹あかり」などのイベントには、市内外から多くの方が訪れています。

同施設の活用の際して、現在は、非営利を目的とした利用に対してのみ許可し、市民や事業者による営利目的の利用を制限していることから、物販等を伴うにぎわいづくりの創出につながるような活用ができていませんでした。

こうしたことから、営利利用の制限を解除するとともに、使用許可の対象となる施設を追加し、地域におけるにぎわいを創出の拠点となるよう環境整備を行うため条例改正を行うものです。

議案第 27 号 生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【都市整備部】

この度の対象地区は、「学研生駒テクノエリア北地区」、「壺分北地区」の 2 地区で、昨年 12 月に都市計画決定した地区計画について実効性を高めるため、条例の改正を行うものです。

まず、学研生駒テクノエリア北地区ですが、本地区は、北田原町準工業地域内の北部、ひかりが丘住宅地の北西方向に位置する、約 4.7ha の区域となります。

条例で定める建築物の制限内容で、区域を産業施設地区 A などの 3 地区に分け、地区ごとに用途、敷地面積、壁面位置、建蔽率、高さ、緑化率を制限しています。

壺分北地区です。本地区は一分駅の北東に位置する、約 12.5ha の区域です。区域を 5 地区に分け、地区ごとに用途、敷地面積、壁面位置を制限しています。なお、本条例の施行日は、公布の日からとしています。

議案第28号 生駒市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

【建設部】

今回の改正は、市営住宅へ入居することができるものとして規定されているもののうち、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第10条に規定されていた保護命令の内容が、より詳細となり細分化されたことに伴い、同法を引用している本条例についても、法の主旨に基づき、所要の改正を行うものです。

なお、本条例の施行日については、法の施行日とあわせ、令和6年4月1日としています。

議案第29号 生駒市水道事業給水条例及び生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【上下水道部】

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」により、令和6年4月1日から水道法の所管が厚生労働省から水道整備・管理行政については国土交通省に、水質又は衛生に関する水道行政については環境省に移管されることから、所要の改正を行うものです。

議案第30号 生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

【消防本部】

今回の条例の一部改正は、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」の一部改定に伴い、あわせて「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の非常勤消防団員等の損害補償についての改正が示されましたので、これを受けて、「生駒市消防団員等公務災害補償条例」を改正するものです。

この条例は、消防団員や消防・救急業務に協力した方々などの公務災害補償に関する条例で、療養や介護補償を除く消防団員の損害補償は、補償基礎額に基づき補償することとなっており、本条例における補償基礎額を基準政令及び条例（例）のとおり引き上げるものです。

本条例の施行日は、令和6年4月1日となります。

議案第31号 損害賠償の額の決定について

【都市整備部】

本件は、本市が管理する公園内での倒木により、駐車していた車を損傷させた事故につき、この度、相手方と損害賠償の額について、示談が成立する見込みとなったことから、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

事故の概要は、令和5年8月20日（日）午前1時頃、元町2丁目地内「滝寺公園」の樹木が倒れ、隣接するデイセンター憩いの家の送迎車両2台を損傷させました。

うち、1台の損害については、去る12月議会において「市長専決処分の報告」を行い、既に支払い済です。

今回は、残りの1台について、修理費用及び修理期間のレンタカー等に係る費用として、504万5700円を損害賠償として支払うものです。

なお、費用については、本市が加入している、全国市長会市民総合賠償補償保険から全額支払われることとなります。

議案第32号 生駒市自転車駐車場の指定管理者の指定について

【総務部】

本議案に係る施設については、令和3年4月1日から指定管理者に管理させていますが、本年3月31日をもって、指定の期間が満了するため、新たに指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

まず、1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、「生駒駅前自転車駐車場」「生駒駅前第2自転車駐車場」及び「生駒駅南自転車駐車場」の3施設です。

次に、2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地は、公益社団法人生駒市シルバー人材センター生駒市北田原町2476番8です。

指定管理者としての実績としては、本議案に係る施設の指定管理業務を平成18年4月から実施しています。

最後に、3 指定の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。

次に、本議案に係る自転車駐車場3施設の指定管理者候補者の選定に当たっては、生駒市プロポーザル審査委員会を設置し、審査、選定を行いました。

指定管理者候補者の選定については、指定管理者制度に関する指針に基づき非公募とし、現指定管理者の提案に対し、1月29日に審査、プレゼンテーションを実施し、指定管理者候補者の選定を行いました。

議案第33号 生駒山麓公園及び同ふれあいセンターの指定管理者の指定について

【都市整備部】

本議案に係る施設は、令和6年6月30日をもって、現在の指定の期間が満了するため、新たに指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

1 公の施設の名称は、「生駒山麓公園（生駒山麓公園ふれあいセンター及び生駒山麓公園テニスコート含む。）」

2 指定管理者となる団体の名称等は、株式会社ザイマックス関西を代表、アドバンス株式会社を構成団体とする生駒山麓公園指定管理共同企業体

3 期間は、令和6年7月1日から令和10年3月31日までの3年9ヶ月です。

本議案に係る指定管理者候補者の審査、選定は、指定管理者制度に関する指針に基づき生駒市プロポーザル審査委員会を実施しました。

昨年12月19日から26日まで募集したところ、2団体からの応募があり、1月15日にプレゼンテーション等による審査を行い、候補者を選定しました。

議案第34号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

【上下水道部】

奈良広域水質検査センター組合は、水質検査を共同で行うことを目的として平成7年4月に発足した一部事務組合です。

このたび、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」により、令和6年4月1日から水道法の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に変更されることから、規約の変更をするものです。

規約の変更にあたり地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

議案第35号 第6次生駒市総合計画第2期基本計画を定めることについて

【市長公室】

この議案は、生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例第3条に基づき、第6次生駒市総合計画第2期基本計画（以下、第2期基本計画）の策定について、議会の議決をお願いするものです。

第2期基本計画（案）については、昨年12月15日の総合計画特別委員会におきましてパブリックコメントの実施のご報告の後、生駒市総合計画審議会により12月25日から1月25日まで、パブリックコメントを実施し、9人の方から述べ28件の意見をいただきました。

この間、1月17日には総合計画特別委員会が開催され、議長から市長に第2期基本計画（案）に対する意見をいただいたところです。

2月5日開催の総合計画審議会において、パブリックコメント及び市議会からのご意見への対応などを審議し、「第2期基本計画の策定について」の答申をいただき、その後、行政経営会議での了承を経て、今回、第2期基本計画（案）を、提出することとなりました。

「第6次生駒市総合計画第2期基本計画（案）第1期生駒市デジタル田園都市構想総合戦略（案）意見募集（パブリックコメント）の結果」ですが、パブリックコメントでいただいた意見をもとに修正したものが、28件中1件です。原案どおりとした主な理由は、いただいた意見が、計画の記載内容に含まれていると判断したものや、意見として承り今後の各施策の取組の実施及び検討時のご参考とさせていただくもの、総合計画への記載事項ではないものなどです。

議会意見の対応については、市議会からいただいた意見をもとに修正したものが、14件中12件で、2件については、原案通りとしています。

パブリックコメントでいただいた意見及び市議会からいただいた意見以外の修正箇所の内訳は、データの時点修正によるもの、現在、見直し中の分野別計画との整合性をはかるもの、文章や文言の精査、単位の修正です。

議案説明書

【2月28日開催分】

令和6年3月定例会

令和6年度生駒市議会第1回(3月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和6年2月28日(水) 午前9時

2 場 所 第1会議室

3 説明議案

議案第2号	令和6年度生駒市一般会計予算
議案第3号	令和6年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算
議案第4号	令和6年度生駒市介護保険特別会計予算
議案第5号	令和6年度生駒市国民健康保険特別会計予算
議案第6号	令和6年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算
議案第7号	令和6年度生駒市水道事業会計予算
議案第8号	令和6年度生駒市下水道事業会計予算
議案第9号	令和6年度生駒市病院事業会計予算

4 出席議員

福中眞美 伊木まり子 塩見牧子 浜田佳資 竹内ひろみ 恵比須幹夫
成田智樹 吉村善明 片山誠也 改正大祐 神山さとし 山下一哉
加藤裕美 中嶋宏明 中尾節子 梶井憲子 辰巳綾子 芦谷真治
森雄亮 橋本宏淳 高杉千代子

5 説明のため出席した者

市長公室長 小林弘幸 総務部長 川島健司 地域活力創生部長 領家 誠
市民部長 中谷正之 福祉健康部長 吉村智恵 建設部長 米田尚起
都市整備部長 北田守一 消防長 川端信一郎 教育こども部次長 松田 悟
生涯学習部長 八重史子 上下水道部総務課長 池田尚謙 下水道課長 細谷徳幸

【令和6年度予算の総括と一般会計の歳入歳出全般の概要を「令和6年度予算案の概要」に基づき説明】

「1 予算案の要点」の一般会計予算額は、「470億600万円」、対前年度比で「55億5600万円」、「13.4%」の増加です。

次に一つ目の「○印」、市税、地方譲与税、県税交付金で構成される税収ですが、まず市税については、市民税が定額減税の影響で「5億円」減少する一方、固定資産税が「0.4億円」増加するなど、全体では、「4.4億円」の減となりました。

また、県税交付金においては、地方消費税交付金等の減収が見込まれ、税収全体としては、「5.7億円」の減となりました。しかし、定額減税分は、地方特例交付金により減収補填されるため、実質0.2億円の微減となっています。

一方、臨時財政対策債は「2.5億円」の減となるものの、地方交付税は、前年度から「10.1億円」増加が見込まれるとともに、清掃センター基幹的設備改良工事の増加に伴う特定財源の増もあり、歳入全体としては前年度から「55.6億円」の増となりました。

二つ目の「○印」、歳出では、清掃センター基幹的設備改良工事の事業費増等に伴う、投資的経費の増、給与改定、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴う人件費の増、さらに社会保障関係費は、児童手当の拡充や、障がい福祉サービス費利用の増等により引き続き増加しており、一般財源ベースで前年度から「8.3億円」の増となりました。

その内訳は、「社会保障関係費の推移」で記載しています。

物価高騰に伴う事業費の増加も見込まれ、一般会計の予算規模は前年度から「55.6億円」の増となりました。

三つ目の「○印」、予算編成にあたっては、経常経費に充当する一般財源のマイナスシーリングは行わなかったものの、物価高騰への対応に引き続き取り組むとともに、臨時的経費や大規模修繕などの投資的経費については、市民の安全安心を確保することを最優先に、「緊急性」・「必要性」を十分に精査するなど、徹底した歳出削減を行い、予算の重点化・効率化を図りました。

具体的には、社会保障関係費や施設・設備の維持管理・更新経費にも対応しつつ、新たにスタートする第6次総合計画第2期基本計画に基づき、「子育て・教育」、「まちの拠点形成と経済の活性化」、「地域共生社会の実現に向けた取組」を柱に据えるとともに、デジタル化に関する取組に対して重点的に予算を配分しました。

また、国県補助金等の特定財源の確保、起債の厳選に努めるとともに、基金も有効に活用し、健全な財政運営に配慮しました。

「3 予算総括表」の「(1) 会計別総括表」の「一般会計」の予算額は、「470億600万円」で、「55億5600万円」、「13.4%」の増です。

続きまして、2番の「特別会計」、3番の「企業会計」の予算額は表のとおりです。

次に、「(2) 一般会計歳入内訳」です。

まず、款1市税は、「164億8800万円」で、「4億4200万円」、「2.6%」の減です。

個人市民税は、定額減税の影響により「5億300万円」、「6.1%」の減、法人市民税は横ばい、固定資産税が「3500万円」、「0.6%」の増となっております。

款3利子割交付金から款9環境性能割交付金までの県税交付金を見ていただきますと、款7の地方消費税交付金は、「1億9900万円」、「8.1%」の減となっており、県税交付金全体としては1億4400万円の減収となっています。

款10の地方特例交付金は、定額減税に対する減収補填特例交付金が交付されることから、5億4500万円の増になっています。

続きまして、款11地方交付税は、基準財政需要額の増加等により、「10億1400万円」、「18.6%」の増となりました。

次に、款15国庫支出金については、「児童手当負担金」の民生費国庫負担金、「循環型社会形成推進交付金」、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等の衛生費国庫補助金等の増により、「15億2900万円」、「23.3%」の増加です。

款19繰入金は、退職手当の増加に対する「職員退職給与基金」や投資的事業に対する「公共施設等総合管理基金」など特定目的基金を有効に活用したことにより、「10億7900万円」、「78.6%」の増となりました。

款22市債は、臨時財政対策債の発行額が「2億4700万円」減少しましたが、清掃センター基幹的設備改良工事等、投資的経費の増加に伴い、衛生債、消防債、教育債等が増加し、全体として「15億4500万円」、「78.8%」の大幅増となっています。

「(4) 一般会計歳出内訳」、款2総務費は、退職手当の増加に伴う職員給与費の増や自治体情報システムの標準化対応業務等による情報管理費の増により、「8億1200万円」、「20.8%」の増加となっています。

次に、款3民生費は、制度拡充による児童手当支給経費の大幅な増や、障がい者支援事業費、保育実施事業費の増に伴い、「15億6400万円」、「9.4%」の増加となっています。

款4衛生費は、清掃センター基幹的設備改良工事の事業費増や地域脱炭素移行・再エネ推進事業の増により、「18億700万円」、「25.3%」の増加となっています。

最後に、款8教育費は、教育系ネットワーク構築維持管理業務や、小中学校屋内運動場空調設備整備事業などの増加で、「7億3800万円」、「15.2%」の増加となっています。

「(5) 一般会計性質別内訳」、の「義務的経費」のうち「人件費」については、「8億2200万円」、「10.6%」増加していますが、これは、定年延長に伴い、令和5年度ゼロだった定年退職者が令和6年度は生じることにより、

退職手当が大幅に増することや、給与改定による給与費の増、会計年度任用職員の勤勉手当支給開始に伴う手当の増によるものです。

次に「扶助費」については、「9億6200万円」、「10.1%」の増となっていますが、主な要因としましては、障がい者支援事業費、児童手当支給経費、保育実施事業費、子ども医療費助成事業費の増加によるものです。

「投資的経費」は、前年度より「24億5000万円」、「56%」の増加となっておりますが、主な要因としましては、清掃センター基幹的設備改良工事の事業費の増、消防指令センター通信指令システム更新整備事業によるものです。

「その他の経費」は、前年度より「15億6500万円」、「9.1%」の増加となっています。増加の大きなものとしては、「物件費」「補助費等」で、「物件費」については、「8億9800万円」、「10.7%」増加していますが、情報システムの標準化対応業務等による情報管理費の増や、教育系ネットワークの更新にかかる事業費の増等によるものです。

「補助費等」については、「4億2900万円」、「12%」増加していますが、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、企業立地補助金等の増加によるものです。

議案第2号令和6年度度生駒市一般会計予算

【予算に関する説明書に基づき説明】

【議会事務局】

(30、31ページ)

款1 議会費項1 議会費目1 議会費です。

この費目は、議会運営全般に要する経費ですが、議員の皆様方の報酬及び事務局職員の給料などの人件費に係ります経費が、大部分を占めています。その他主な経費といたしましては、会議録の作成や議会報の発行などの議会運営に関する経費及び議員の皆様方の調査研究活動に要する経費です。

また、令和6年度におきましては、議場放送設備の更新を予定しています。なお、これらの経費のうち、業務が複数年度にわたる「速記、会議録作成業務及び会議録検索システム管理等業務」については、令和7年度から11年度間の債務負担行為を、「議会報印刷業務」については、令和7年度の債務負担行為を計上しております。

【市長公室】

(31～36ページ)

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費です。

この費目については、市長を始め、市長公室及び総務部の職員の給与並びに退職者の退職手当等に係る人件費のほか、市政顧問の報酬、完全フレックスタイム制度の導入に向けた勤務情報システムの更新など、システムの更新・利用に係る経費、SPI3 総合能力試験等、職員採用にかかる経費、及び職員健康診断等、職員の健康管理に必要な経費、障がい者の任用と定着の支援に係る経費を計上しています。目全体の予算額が、前年度と比較して、約8億円の増加となっておりますが、市長公室の所管分といたしましては、定年延長制度により、令和5年度にはなかった定年退職が令和6年度には発生するため、職員手当等が約3億円増加したことが主な要因です。

目2、職員研修費です。

この費目では、人材育成基本方針に基づき、本市のビジョン、ミッション、バリューに即した職員の育成に向け、多種多様な学びの機会を提供するための、庁内研修や外部研修機関への派遣等に要する経費を計上しております。令和6年度におきましても、階層別に行う一般研修や専門研修のほか、職員の幅広い視野を培い、意識改革を促すため、派遣研修を実施するとともに、マネジメント能力向上の研修、法令研修を実施し、必要な知識の習得と業務遂行能力の向上を図ります。

また、職員の資質の向上を図ることを目的として、資格取得助成に係る経費を計上しております。

目4、広報広聴費です。

この費目では、市政情報をお伝えし、まちづくりへの関心と参画を促す広報紙「広報いこまち」の発行、市ホームページや市 LINE 公式アカウントの運用、ポータルサイト good cycle ikoma をはじめとする多様なメディアを活用した情報発信やいこまち宣伝部・いこまちマーケット部の運営など地域への関与意欲の向上に資する交流支援に要する経費を計上しております。

目 6、企画費です。

この費目では、今般、作成中の総合計画第 2 期基本計画を推進していくために印刷製本を主とした経費並びに進行管理の方法等について検討を行う「総合計画審議会」の開催、運営にかかる経費を計上いたしております。

また、本市内における道の駅整備の方向性検討に向けた基礎調査実施に係る経費、市民実感度調査実施に係る経費などを計上しております。

【総務部】

(3 1 ~ 3 3、3 9 ~ 4 8、7 7、1 1 0、1 1 1 ページ)

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費のうち総務部に係るものとして、政治倫理審査会、法令遵守委員会、行政改革推進委員会等の附属機関の運営経費、財務書類作成支援業務に係る経費や、地理情報システムの運用並びに入札執行に係る経費、金融機関での収納や市役所一階の派出窓口に係る経費、ふるさと生駒応援寄附に係る経費などを計上しています。

主な事業としては、ファシリティマネジメントを推進するため、公共施設の利用に係るアンケート調査や教育支援施設及び市民活動推進センターららポートの敷地の利活用に向けた調査を行います。

また、生駒駅前周辺公共施設の適正配置として、市民活動推進センターららポート、消費生活センター及び男女共同参画プラザの移転に伴い、節 1 2 委託料及び節 1 4 工事請負費でセイセイビル 1・2 階の改修工事に係る設計及び工事の経費を計上しています。さらに、土木積算システム用のサーバー機器の更新を行い、システムの安定した運用に努めます。

目 3 文書費は、郵便事務や電子決裁等を含めた文書管理、法制執務、情報公開等の経費を計上しています。

目 5 財産管理費は、庁舎や車両の維持管理経費、基金の積立などの経費で、機能的で快適な職場環境を整備するためのオフィス改革に関し、方針等の策定に係る経費を節 1 2 委託料に計上するとともに、節 1 4 工事請負費には、庁舎内壁のタイル修繕等庁舎整備に係る経費を計上しています。

また、公用車の買い替えに際し、脱炭素化を推進するため、電気自動車 2 台を購入する経費を計上しています。

目 7 公平委員会費は、公平委員会の運営経費を計上しています。

目 1 0 交通対策費は交通指導員等による交通安全啓発のほか、放置自転車防止指導や、自転車駐車場及び自動車駐車場の管理などの経費で、節 1 4 工事請負費には、民間企業のデータを活用した交通安全対策看板の設置のほか、生駒駅北側

の自転車駐車場の不足に対応するため、谷田第3自転車駐車場の新設及びベルテラスいこま自動車駐車場の一部に自動二輪車の駐車場を新設する経費を計上しています。

目11 防災費は防災行政無線の保守、防災施設の整備、災害用食料の備蓄等に係る経費で、節12 委託料には、災害時の情報収集及び対応方針の検討等をより迅速に行うため、情報・対応状況を一元管理できる防災システムの構築経費を計上しています。

また、災害用備蓄食料・資機材の充実に努めるとともに、想定される浸水の深さや避難誘導の案内表示の設置を進めます。

その他、地域防災力の向上のため、自主防災会活動補助金を計上しています。

目12 諸費は、法律相談や平和事業に係る経費、また防犯カメラを設置する自治会に対する補助金等を計上しています。

項2 徴税費、目1 税務総務費では固定資産評価審査委員会の運営経費を計上しています。

項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費は、職員給与費、委員会運営費、選挙啓発費、選挙人名簿等に係る経費を計上しています。

項5 統計調査費、目1 統計総務費は、統計事務に関する経費を、目2 統計調査費では、「全国家計構造調査」「農林業センサス」に関する経費等を計上しています。

項6 監査委員費、目1 監査委員費は、監査事務に係る監査委員報酬や、事務局職員の人件費などです。

款5 産業経済費、項2 商工費、目5 消費生活費は、消費生活相談や消費者被害防止の啓発活動等を実施する消費生活センターの運営経費を計上しています。

款10 公債費は、市債の償還元金や利子を計上しています。

款11 予備費です。年度途中における、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため前年度と同額の、5000万円を計上しています。

【地域活力創生部】

(31～33、36～38、66、67、71～77、110ページ)

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費です。

この中で、地域活力創生部の所管は、庁内や地域のデジタル化推進に関する経費で、該当する予算額としては3億9815万7000円となります。

主なものは、庁内外ネットワークや各種サーバ、システムの保守運用、職員用PCの更新等に要する経費を、「AI・RPA等の活用」として、AI技術やRPAの活用等による業務効率化に要する経費を、「庁内データ共有基盤の構築」として、業務プロセスの標準化とデータ流通の促進による業務の質の向上を図る、庁内データ共有基盤の構築に要する経費を、「自治体情報システムの標準化・共通化」として、令和7年度末までに全自治体を実施する基幹系システムの標準化・共通化に要する経費を、「スマホサポータ育成講座」として、より多くの市民がデジタ

ル技術に触れ、これらを安全に利用できるよう、スマホ操作等をサポートできる人材の育成に要する経費を、「市民参加型合意形成オンラインプラットフォームの運営」として、オンラインで市民の声を聴いたり、対話するデジタルプラットフォームの運営に要する経費を、「地域ポイント事業」として、市民との協創によるまちづくりを実現する手段として実証的に導入する地域ポイントに要する経費を、計上しております。そのほか、「無停電電源装置の更新」として、昨年度に続き実施する、無停電電源装置の更新に要する経費を、DXリーダーの育成や、組織としてのデジタル知識の底上げに向けた、職員研修に要する経費などを計上しております。

目8 市民活動費です。

この費目では、集会所や公園といった、歩いて行ける身近な拠点に多様なサービスと人的交流を創出する取組「複合型コミュニティづくり」の構築を継続して進めるための経費を計上するほか、若い世代の地域活動の参画を促す、若者をターゲットとした「地域未来人財育成事業」を行う経費や、市民参加を推進するための経費として、「いこまどんどこまつり」の各実行委員会への補助金、上北山村、敦賀市、南あわじ市との友好都市交流を促進するための経費、電子回覧板等デジタル活用に取り組む自治会を対象に助成する「地域コミュニティICT活用事業」に要する経費、「市民自治協議会」の活動や設立に向けた支援、また、「市民活動創造支援事業」として学びと実践をつなぐ仕組み「市民活動創発プラットフォーム（BASE生駒）」に要する経費を計上し、地域で活躍する人を増やし、新たな活動を創出するための支援を行います。そのほか、自治会を中心とした地域活動を促進するための経費として、自治会活動に係る自治振興補助金や、地区集会所の改修に対する補助金、市民活動推進センター「ららポート」の事務所移転等に要する経費などを計上しています。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目5 環境保全対策費です。

この中で、地域活力創生部の所管は、環境基本計画の推進や環境モデル都市及びSDGs 未来都市を実現するための経費で、該当する予算額としては、2億7571万8000円です。

主なものは、本市の環境分野の最上位計画である第3次環境基本計画の中間見直しや、計画を推進するため、市民・事業者等との協働で実施する「くらしのブンカサイ」、自然エネルギーの普及促進を図るための各種補助、脱炭素先行地域づくりの取組に要する経費、「SDGs 未来都市計画」を推進するため、市民団体、民間企業、団体などの多様な主体をつなぐ「いこまSDGs アクションネットワーク」に要する経費、地域のSDGs 推進のモデルとなる事業を創出するための「SDGs 推進事業補助金」に要する経費、また、「協創対話窓口の活性化」として、ポータルサイト作成などに要する経費や、「奈良先端大との連携推進」として、研究シーズを活かした事業の創出や起業等を支援する体制の構築に要する経費を計上しています。

款5 産業経済費、項1 農業費の目1 農業委員会費では、農業委員会委員及び農

地利用最適化推進委員の報酬や事務局職員の人件費、事務経費等を計上しています。

目2 農業総務費では、農林部門の職員の人件費と事務経費等を計上しています。

目3 農業振興費です。

この費目は、農業ビジョン推進懇話会の運営や農業以外のことを続けながら農業を始めたい方のチャレンジを支援する“いこまファーマーズスクール”を開講する「半農半X支援事業」、新規青年就農者支援のための「農業次世代人材投資資金」及びそれに代わる新制度としての「新規就農者育成総合対策事業補助金」並びに「農地活用推進事業補助金」の交付、市民に地場野菜をPRする「農業祭」や「地場野菜等PR事業」、「食と農と市民をつなぐワークショップ“いこまレストラン”」の実施など「地産地消の推進」等に要する経費を計上しています。新規事業としてスマート農業を推進する事業を開始する経費を計上しています。

また、有害鳥獣被害防止対策では、防止柵、捕獲檻の設置補助や地域が広範囲でイノシシ防除柵を設置する際の材料支給に要する経費などのほか、捕獲した際に檻の管理をしている地元への奨励金を計上しています。

目4 森林対策事業費では、「森林環境譲与税」を活用して、新たに危険木の伐採事業補助及び森林ボランティア活動への補助を開始するとともに、「ナラ枯れ防除事業補助金」のほか、今後の森林整備の森林整備方針作成等の経費、次年度以降の事業に活用するために積み立てる「森林環境整備促進基金積立金」の経費などを計上しています。

目5 農地費では、継続事業の防災工事の必要性を判断すること等を目的とした「ため池劣化状況調査・ため池パトロール事業」に要する経費や新たに「ため池豪雨耐性評価業務」に関する経費、高山ため池に治水機能や洪水調整機能などを発揮させるための県営土地改良事業に係る負担金、各種団体が行う改修などへの補助金や原材料支給等の経費を計上しています。

項2 商工費、目1 商工総務費では、商工観光部門の職員人件費を計上しております。

目2 商工振興費では、「変革と挑戦」に取り組む中小企業を発掘し育成を行う、生駒市版エコノミックガーデニング「EGいこま」の推進として、生駒商工会議所が実施するEG推進補助金のほか、創業支援としてIKOMA LOCAL BUSINESS HUBなどを実施するほか、新たに、ものづくりコーディネーターが訪問して市内製造業者の支援を行う「ものづくりコーディネーター支援事業」や従業員のワークライフバランスの充実、職住近接、パラレルキャリアの実現等を支援する「多様な働き方推進事業」を行うなど、経費を計上しております。

また、昨年度より継続して出店開業補助金、サテライトオフィス開設支援補助金等や中小企業融資制度に基づく各種補給金、首都圏から本市への移住を促す移住支援金、企業立地促進条例に基づく企業立地補助金等に要する経費を計上しております。

目3 観光費では、生駒市観光協会への補助金をはじめ、新たに、本市内での宿泊施設立地に向けた可能性を調査する「宿泊施設立地可能箇所の調査委託」や万博会場での出展に要する大阪万博首長連合負担金を計上するほか、本市の観光資源である高山茶釜のブランディングを行う「観光ブランディング事業委託」や高山地区への誘客を促すため市民が様々な企画を実施するためのワークショップやイベントの実施などを行う「高山地区観光プロジェクト」に要する経費を計上しております。

また、観光振興を図るために観光分野の専門人材を民間事業者等から派遣してもらう観光推進事業負担金を計上しております。

目4 高山竹林園費では、指定管理者への指定管理料等の高山竹林園の維持管理に必要な経費を計上しております。

款9 災害復旧費、項2 農林業施設災害復旧費、目1 耕地災害復旧費では、農地等の災害復旧工事に要する経費を計上しています。

【市民部】

(38、39、41～45、54、55、59、60、65～70、104ページ)

款2 総務費、項1 総務管理費、目9 人権施策費です。この費目については、人権施策審議会をはじめ、人権啓発・相談、多文化共生や犯罪被害者支援などに要する経費を計上しております。

令和6年度では、市民や市民団体、奈良先端科学技術大学院大学と連携しながら、「いこま国際 Friendship フェスタ」をはじめとする国際交流イベントを実施し、より一層の市民交流を促進します。また、外国人に対する窓口業務の円滑化のため、多言語通訳システムを導入し、生活者としての外国人を支援する環境づくりを推進します。

目13 男女共同参画費です。この費目は、男女共同参画審議会をはじめ、セミナーや交流会に要する経費、女性相談等に係る経費のほか、令和6年度については、令和7年度から10年間の生駒市における男女共同参画施策の基本的な方針を定める「生駒市男女共同参画行動計画(第4次)」を策定するための費用219万円を計上しています。

項2 徴税费です。この費目は、市税の賦課と徴収に要する経費です。

賦課では、公平かつ適正な課税を行うために必要な、電算処理などの経費を計上しております。また、徴収では、コンビニ収納やスマートフォン収納等に要する手数料、また、預貯金の照会業務のオンライン化をはじめとする、市税の収納に要する経費を計上しております。

項3 戸籍住民基本台帳費の、目1 戸籍住民基本台帳費です。この費目は、戸籍住民基本台帳事務をはじめ、コンビニ交付やマイナンバーカードの交付に要する経費、市民課の窓口業務を、民間事業者に委託する経費、住民票の写しや印鑑登録証明書などを発行している、市民サービスコーナーの運用に要する経費を計上しております。なお、令和6年度では、戸籍における氏名の振り仮名の記載に伴

うシステム改修及び通知書発送準備に係る経費、住民基本台帳ネットワークシステムの機器更改に要する経費、窓口DXの一環として、おくやみサービスを試行するために要する経費を計上しております。

目2住居表示整備費については、住居表示板等の購入に係る経費を計上しております。

款3民生費、項1社会福祉費、目7人権文化センター運営費です。こちらは各種講座等を開催するセンターの運営管理費です。

項2児童福祉費、目5児童館運営費です。この費目は、小平尾南児童館の運営と管理に要する経費です。

款4衛生費、項1保健衛生費、目4環境衛生費です。この費目は、歩きたばこ及び路上喫煙の防止啓発活動をはじめ、スズメバチの駆除費用に対する補助、市営火葬場の適正な運営と維持管理に要する経費、街路灯・防犯灯の適正な点検及び維持管理に要する経費などを計上しております。また、ふるさと生駒応援寄附を活用し、所有者不明猫適正管理事業を引き続き実施します。なお、令和6年度では、近鉄生駒駅南ロータリーに設置する閉鎖型喫煙所の維持管理に要する経費約280万円と、街路灯の一斉点検を実施する経費約4000万円を計上しております。

目5環境保全対策費です。

このうち、市民部が所管しておりますのは、環境保全対策として、市内の環境状況を把握するための調査及び学研高山地区環境保全対策に要する経費約3500万円と、水環境推進事業として、生活排水対策や、河川クリーンキャンペーンの実施など、市民・事業者・市民団体との協働により河川美化活動等の定着を図る経費約570万円を計上しております。

項2清掃費、目1清掃総務費です。これは、職員の人件費や、大阪湾埋立処分場建設事業（大阪湾フェニックス計画）への応分の負担を行う経費などです。

目2ごみ処理費は、燃えるゴミ収集運搬及びまごころ収集業務や、大型ごみ・燃えないごみ収集運搬・中間処理及び受付業務に係る経費、不法投棄防止等にかかる経費、また、ごみ減量化対策として、資源物等収集運搬及び中間処理業務、プラスチック製容器包装収集運搬及び中間処理業務に係る経費、食器等のリユース・リサイクルの推進、集団資源回収補助等に要する経費を計上しております。

目3ごみ処理施設費です。この費目は、清掃リレーセンターの管理運営及び清掃センターの長期包括運営業務に要する経費に加え、令和6年度末に完了予定の清掃センター基幹的設備改良事業に関する経費として約40億6000万円を計上しております。なお、この事業の財源として、循環型社会形成推進交付金約11億7000万円を見込んでいます。

また、清掃リレーセンターにおける今後の整備計画策定に要する経費、場外への搬出用に使用するオープンコンテナの更新に要する経費、及びごみ投入施設の熱中症対策に要する経費として新たに約1770万円を計上しております。

目4し尿処理費です。これは、し尿の収集運搬の経費が主なものです。

目5し尿処理施設費です。これは、エコパーク21の運転管理等に要する経費で、令和6年度は、エコパーク21の長期包括運營業務委託契約が令和8年度に終了することから、次期運営等を検討するためのエコパーク21精密機能検査に要する経費として約450万円を計上しております。

款8教育費、項5社会教育費、目4人権教育推進費です。この費目では、人権教育講座「山びこ」や日本語教室等の実施、人権教育推進協議会への補助などに要する経費を計上しております。

【福祉健康部】

(48～55、57、59～65ページ)

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費については、職員の人件費や民生・児童委員活動費交付金、新たに開始いたします、民生児童委員協力員制度、重層的支援体制整備事業、ひきこもり支援事業、生活困窮者の自立支援事業、今年10月11日、12日に開催いたします地域共生社会推進全国サミット開催に係る実行委員会への補助に要する経費等を計上しています。

目2国民年金費については、国民年金事務にかかる職員の人件費と事務的経費です。

目3障がい者福祉費については、身体及び知的障害の方に対する心身障害者医療や精神障害者医療に要する経費、身体、知的、精神障がい者などの障害福祉サービスをはじめ、障がい児等支援のための障害児施設給付や、特別障害者手当等給付、市内の相談支援体制の充実を目的として新たに開始する、相談支援専門員人材確保補助金に要する経費等を計上しております。

目4老人福祉費については、小瀬保健福祉ゾーンの温泉設備等の維持管理経費、RAKU-RAKUはうすの指定管理料や老人クラブ、シルバー人材センターに対する補助、並びにやすらぎの杜優楽の高圧受変電設備更新、空調ダクト修繕等に要する経費等です。

また、目3とも共通するものとして、権利擁護支援センターの機能強化に向けた検討に要する経費を計上しております。

高齢者交通費等助成事業については、対象年齢を74歳以上の方として、クーポン券制度による移動支援や公共施設の利用など、高齢者の社会参加の促進、健康維持・増進につなげる経費を計上しております。

目5後期高齢者医療費については、後期高齢者の健康診査委託料や療養給付費負担金、また、後期高齢者医療特別会計への繰出金などです。

目6介護保険費については、介護人材確保のための介護職員初任者研修受講者への助成金や、入門的研修に要する委託料、新たに開始するケアプランデータ連携システム導入経費助成金、ケアリンピック生駒の開催に要する経費及び、介護保険特別会計への繰出金です。

目8福祉センター費については、福祉センターの運営に係る指定管理に要する経費のほか、施設や設備の経年劣化に伴う修繕等に要する経費、福祉セン

ター内の照明器具の LED 化に要する経費を計上しております。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費の節 1 9 扶助費については、子ども医療費助成と未熟児養育医療等給付費を計上しております。

目 4 母子父子福祉費、節 1 9 扶助費については、ひとり親家庭等医療費助成に要する経費を計上しております。

項 3 生活保護費、目 1 生活保護総務費については、生活保護事務にかかる職員の人件費と事務的経費を計上しております。

目 2 扶助費については、生活保護受給世帯への生活扶助をはじめとする住宅・教育・医療扶助等の自立支援に要する経費です。

項 4 災害救助費、目 1 災害救助費については、小災害等発生時の災害見舞金等に要する経費です。

項 5 国民健康保険費、目 1 国民健康保険費については、国民健康保険特別会計への保険基盤安定等の繰出金を計上しております。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費については、主に乳幼児健康診査や妊婦一般健康診査委託料や、一般不妊や不育症の治療費助成交付及び、新たに開始する産前産後家事支援事業などの母子保健事業に要する経費を計上しております。

また、病院事業については、地方公営企業への繰出基準に基づく病院事業会計負担金及び補助金、企業債の償還に充てるため、病院事業会計に貸し付ける長期貸付金等に要する経費を計上しております。

目 2 予防費については、新型コロナウイルスワクチン定期接種化を含む各種予防接種事業、がん検診、新たに開始するアピアランスケア支援事業、自殺予防対策や禁煙支援等の健康増進事業及び、休日夜間応急診療等並びに食育や健康ウォーキングなどの健康づくりの推進や、健康いこま 2 1 計画及び食育推進計画の策定に要する経費を計上しています。

目 3 健康センター管理費については、「セラビーいこま」の管理に要する経費のほか、エレベーターの更新をはじめとする施設や設備の経年劣化に伴う修繕等に要する経費を計上しております。

【建設部】

(7 7 ~ 8 3、 8 7、 8 8、 110 ページ)

款 6 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費です。

本費目は、職員の人件費のほか、市の公共施設における建築基準法の規定による定期点検を実施するための経費、また、既存 6 路線及び桜ヶ丘線のコミュニティバス実証運行に係る経費、昨年度に引き続き、公共交通の利用促進に要する経費、及び新たな交通手段としてのグリーンスローモビリティの導入検証に要する経費や、急傾斜地県工事に係る負担金などを計上しています。

項 2 道路橋梁及び河川費、目 1 道路橋梁総務費です。

本費目は、職員の人件費のほか、東生駒 1 丁目、2 丁目、3 丁目の各一部地域

の地籍調査に要する経費や道路台帳の整備、道路通報アプリの利用料などを計上しています。

目2 道路橋梁維持費です。

本費目は、市道の維持管理に要する経費で、道路の清掃、草刈り等の管理業務や舗装の維持補修のほか、橋梁の定期点検や第2阪奈1号橋をはじめとする橋梁の予防保全工事、郡山坂橋耐震補強設計業務、北山橋耐震補強工事、交通安全施設等設置工事及び通学路等安全対策工事に要する経費などを計上しています。

目3 道路橋梁新設改良費です。

本費目は、職員の人件費のほか、市道の新設改良事業に要する経費で、主な事業としましては、生駒駅前歩行者デッキにおけるエレベーター、エスカレーターの更新工事、生駒市バリアフリー基本構想で位置付けた南生駒駅東西移動施設等の設計業務、谷田小明線道路改良事業における建物移転等補償費、その他道路整備に要する経費のほか、企業誘致関連道路整備事業として、北田原中学校線道路整備工事に要する経費を計上しており、工事完成は令和6年度末を予定しています。

目4 河川費です。

本費目は、市の管理する河川・水路の改修や清掃等に要する経費で、調整池等のしゅんせつに要する経費や北田原町地内の溢水対策工事として高山北田原線ボックスカルバート設置工事、その他河川・水路の改修工事に要する経費などを計上しています。

項4 住宅費、目1 住宅事業費です。

本費目は、職員の人件費のほか、市営住宅及び再開発住宅の維持管理や修繕に要する経費で、元町住宅の換気設備強化工事に要する経費などを計上しています。

款9 災害復旧費、項1 土木災害復旧費、目1 道路河川等災害復旧費です。

本費目は、災害応急復旧工事や応急用資材に要する経費などを計上しています。

【都市整備部】

(79～87ページ)

款6 土木費、項1 土木管理費、目2 建築指導費は、建築基準法に基づく、建築確認の事務や多様な住まい方に対応した住まいの選択肢の充実、空き家対策などの経費を計上しています。

まず、節12 委託料には、空き家対策等委託料の中にいこま空き家流通促進プラットフォームの運営支援や空き家のマッチング支援などに要する経費、分譲マンションの管理水準の向上に取り組むためのマンション管理セミナー、訪問調査等に係る経費や賃貸共同住宅の流通促進策実施支援に係る経費、ニュータウン再生、再編経費などを計上しています。

次に、節18 負担金補助及び交付金には、既存住宅耐震改修補助金既存住宅解体工事補助金、住宅省エネルギー改修工事補助金、戸建て住宅賃貸化促進奨励金など、耐震化や空き家対策に要する補助金などを計上しています。

項2 道路橋梁及び河川費、目2 道路橋梁維持費、節18 負担金補助及び交付金に、グリーンヒルいこま及びアントレイこま①の市民が利用する通路等の維持管理費に対する負担金を計上しています。

項3 都市計画費、目1 都市計画総務費は、都市計画審議会等の運営経費、統合型地理情報システムの更新に要する経費、生駒駅周辺、学研北生駒の拠点形成に要する経費、などを計上しています。

節12 委託料には、学研北生駒駅中心地区まちづくり委託料として、土地区画整理組合の設立および事業認可に向けた換地設計準備などを進めるための経費、また、新規事業として、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりを実現するための「立地適正化計画」の策定に要する経費、生駒駅周辺都市再生事業委託料として、歩きたくなるまちなかの実現に向け、公共空間や遊休不動産の利活用に関する社会実験や都市再生につながるハード整備に向けた計画づくりを進めるための経費、加えて、生駒駅南口街なみ環境整備事業委託料として、都市再生事業と併せた、景観形成を図るための経費などを計上しています。なお、立地適正化計画の策定期間は2年間とし、令和7年度債務負担行為を設定しています。

節18 負担金補助及び交付金には、生駒駅南口エリアプラットフォーム補助金として、エリアプラットフォームが実施する社会実験等に対する補助金を計上しています。

目2 公園整備費、節12 委託料に、公園・街路樹維持管理委託料として、市内の各公園・緑地・街路樹の維持管理のほか、樹木の大木化等による被害を未然に防ぐための整備に要する経費を計上しています。

また、生駒山麓公園管理委託料として、指定管理経費を計上し、生駒山麓公園施設調査等委託料として、将来のあり方や運営手法について検討する経費などを計上しております。

節14 工事請負費には、公園施設長寿命化計画に基づく遊具等の撤去・更新工事、公園・緑地等の施設の整備等に要する経費を計上しています。

目3 緑化推進費は、花のまちづくりセンターふろーらむの運営経費のほか、緑の基本計画の見直しの経費を計上しています。

節18 負担金補助及び交付金には、里山づくり推進事業補助金や花と緑のわがまちづくり助成金などを計上しています。

なお、緑の基本計画の見直し期間は2年間とし、令和6年、7年度の債務負担行為を設定しています。

目4 北部地域整備促進事業費には、学研高山地区第2工区に要する経費などを計上しており、節12 委託料には、第2工区全体のまちづくりを推進するための経費として、全体地権者の会などの運営に要する経費、地区内外の給排水施設の基本計画作成に要する経費、地区周辺地域も含めた価値向上に向けた検討等に要する経費を計上しています。

また、個別地区の事業推進に係る経費として、高山地区南エリアの準備組合設立や「事業計画」の作成に要する経費、南エリアに隣接する次期個別地区のまち

づくり協議会の設立・運営支援及び「基本計画」の作成に要する経費などを計上しています。

節 1 8 負担金補助及び交付金には、事業推進に向け大規模な区画整理事業に精通した専門家の派遣に要する経費などを計上しています。

節 2 4 積立金に北部地域整備促進基金への積立金を計上しています。

【消防本部】

(8 9 ~ 9 1 ページ、124 ページ)

款 7 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費として、12億7340万8000円を計上しております。

この目については、消防職員137名の人件費が約90%となりますが、このほかに、火災予防、応急手当普及啓発に要する経費、病院実習などの研修、教育訓練や消火・救急・救助業務の災害出動等に要する経費、奈良市との消防通信指令業務の共同運用に要する経費、消防職員の被服、装備品に要する経費、防火団体の育成に要する経費、消防施設の維持管理に要する経費などです。

目 2 非常備消防費として、4981万円を計上しております。

この目については、消防団員の報酬や消防団活動の充実、活性化に要する経費、消防団員が行う消防操法大会をはじめ、各種訓練に要する経費、消防団員の被服、装備品に要する経費、消防団施設及び車両等の維持管理に要する経費などです。

目 3 消防施設費として、3億7144万8000円を計上しております。

この目については、南地区に耐震性貯水槽新設に伴う設計業務委託に要する経費、消防団機動第2分団及び機動第3分団の2施設のトイレ等改修に要する工事請負費、備品として、車両更新計画に基づき、消防本部の事務連絡車と消防団機動第1分団の消防ポンプ自動車の計2台を更新し、新たに災害用ドローン1機の購入に要する経費です。

また、平成28年度に運用を開始した奈良市と共同運用しております消防指令センターについて、今年度に設計業務を行いました通信指令システム更新整備事業として、負担金を計上させていただいております。

なお、債務負担行為について、通信指令システムの更新整備が令和6年度から2カ年にかけての事業となりますことから、令和7年度の支出額として、4億3584万5000円を設定させていただいております。

消防費全体として、令和6年度は、総額16億9466万6000円を計上させていただきます。

【教育こども部】

(5 5 ~ 5 7、5 9、6 0、9 2 ~ 105、107 ~ 110 ページ)

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費です。

この費目は、子育て支援総合センター事業であります、みっきランドの運営、親と子の交流事業、ファミリーサポート事業等にかかる経費及び家庭児童相談並

びに要保護児童地域対策協議会事業に要する経費、また、私立保育所などの健全な運営と、障害児保育、長時間保育、地域子育て支援拠点事業などに対する補助金及び児童手当の支給などに要する経費です。

また、新規事業として、保育所入所申込や事業者の給付費申請等のオンライン化に要する経費として保育所入所申込みシステムの導入経費と給付等管理システムの導入経費を計上しております。さらに、私立保育所等に勤務する保育士に対する処遇改善給付金として、短時間勤務保育士に対する処遇改善補助、新規事業としての保育士サポート手当に係る経費、こども計画・第3期子ども・子育て支援事業計画策定に要する経費を計上しています。

目2児童保育費については、主なものとして市内の私立保育所及び市外の保育所などへの施設型給付費等負担金に要する経費ですが、新規事業の保育料第2子無償化に要する経費を含んでおります。

目3保育所費については、公立保育所の管理・運営に要する経費をはじめ、施設整備や維持管理に要する経費、また、新規事業として、老朽化している中保育園の耐力度調査に要する経費を計上しております。

目4母子父子福祉費については、児童扶養手当の支給をはじめ、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するために要する経費を計上しております。

目6学童保育費については、市内の学童保育施設の管理・運営に要する経費として、生駒市学童保育運営協議会や民間学童保育所に交付する補助金等に要する経費を計上しております。

款8教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費です。

この費目は、教育委員会の運営等に要する経費をはじめ、スクール・サポート・スタッフ、学校教育指導員、特別支援教育支援員や学校司書を配置するほか、外国語指導の充実に要する経費、教育フォーラムの開催及び自校式通級指導教室の推進や新規事業として、教育系ネットワークにおけるゼロトラストネットワーク環境を整備する経費を計上しております。

目2心の教育活動事業費については、「いじめ・不登校対策」に対応するため、「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」「スクールアドバイザー」など、引き続き専門家による助言や支援を進めるための経費、また、不登校支援の事業として、新規事業の「校内サポートルーム」の設置費用、さらに学校運営協議会において、学校と地域の効果的な連携・協働推進事業を実施するために要する経費を計上しております。

目3生駒南小学校・中学校整備事業費については、令和5年度に策定した生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本構想に基づき、基本計画の策定や測量調査を進めるために要する経費を計上しております。

項2小学校費、目1学校管理費については、小学校の管理・運営に要する経費をはじめ、生駒市独自の小学校1年生の「30人程度学級」の実施や新規事業として、高学年教科担任制推進事業などに要する経費、また、設置から20年程度経過した保健室のエアコン取替などの小学校施設の改修に要する経費を計上して

おります。

目2 教育振興費については、小学校で使用する教材や備品の購入をはじめ、児童の就学援助に要する経費や、児童の科学への興味・関心やプログラミング的思考を高めるために、奈良高専との連携事業の実施に要する経費を計上しております。

目3 小学校施設整備費については、熱中症対策及び避難所の環境整備として、新規事業の小学校屋内運動場空調設備整備工事設計業務に要する経費を計上しております。

項3 中学校費、目1 学校管理費については、中学校の管理・運営に要する経費をはじめ、大瀬中学校の受変電設備の改修工事や新規事業の鹿ノ台中学校多目的トイレ設置工事など中学校施設の改修に要する経費を計上しております。

目2 教育振興費については、中学校で使用する教材や備品の購入をはじめ、生徒の就学援助に要する経費、また奈良先端大の教員や学生による特別授業、部活動指導員派遣事業等に要する経費を計上しております。

目3 中学校施設整備費については、小学校費と同様に新規事業として、中学校の屋内運動場空調設備整備工事設計業務、また、こちらも新規事業として、上中学校長寿命化改修工事実施設計業務に要する経費を計上しております。

項4 幼稚園費、目1 幼稚園費については、公立幼稚園の管理・運営に要する経費をはじめ、生駒幼稚園のリズム室エアコン入替工事、私立幼稚園への施設型給付費等負担金、保育料負担金等に要する経費を計上しております。

目2 幼稚園施設整備費については、新規事業として、壱分幼稚園の認定こども園整備に要する経費を計上しております。

項5 社会教育費、目4 人権教育推進費については、学校教育における人権教育の推進を図るため、研修会や研究大会の開催及び教材作成に要する経費を計上しております。

項6 保健体育費、目1 保健体育総務費については、学校医報酬のほか、児童生徒・園児並びに小中学校教職員の各種検診の実施に要する経費を計上しております。

目2 学校給食センター運営費については、学校給食センターの管理・運営、施設・設備の維持・修繕及び床改修工事に要する経費をはじめ、生駒北学校給食センター管理運営事業に要する経費を計上しております。

目3 学校給食材料費については、給食を提供するための食材購入に要する経費及び物価の高騰に対応する食材価格の上昇分を市で負担する経費を計上しております。

【生涯学習部】

(101～108 ページ)

款8 教育費、項5 社会教育費、目1 社会教育総務費です。

この費目については、生涯学習振興事業や、高齢者教育の推進に要する経費

です。

生涯学習振興事業としては、社会教育委員会議の運営のほか、自主学習グループなど市民の生涯学習活動の支援を行うとともに「学びと活躍推進事業」としまして、「ischool」において、多様な主体との協働による講座を実施するほか、アート作品の制作を通して、お互いの違いを受け止め、多様性を楽しむ「インクルーシブアートワークショップ」を実施し、市民が主体的に学び合う環境づくりに取り組めます。

高齢者教育の推進としては、いこま寿大学を引き続き運営するほか、令和5年度から取り組んでおります「豊かなセカンドライフに向けた講座」の開催を予定しています。

目2 社会教育施設費です。

この費目については、生涯学習施設及び体育施設の指定管理に要する経費及び各施設の維持管理と整備に要する経費を計上しています。

生涯学習施設におきましては、北コミュニティセンターの空調設備更新工事、南コミュニティセンターでは、駐車場整備工事、やまびこホールでは、解体撤去工事などを予定しています。

体育施設におきましては、北大和体育施設トイレ洋式化改修工事や生駒北スポーツセンター管理棟屋上防水改修工事などを、予定しています。

なお、次期指定管理者の選定に当り、体育施設7施設分として、11億8365万円を井出山体育施設分として3億5075万円の債務負担行為を設定しています。

また、新規事業として、将来のスポーツ施設の全体的なあり方を検討するため、スポーツ施設整備等計画策定業務にかかる経費を計上しています。

目3 図書館費です。

この費目については、5カ所の図書館・室の運営、各事業に要する経費です。

本や雑誌、新聞、電子書籍など、市民のニーズにあった図書館資料を購入し提供していくほか、子どもの読書活動の推進や高齢者・障がい者サービスの充実等に要する経費を計上しています。

このほか、今年度を実施したワークショップを踏まえ、市民が活発に活動できる空間と落ち着き集中できる空間が共存する、新しい図書館本館となるよう、リニューアルに向けた設計を行います。

新規事業としましては、図書館システムのサーバーやパソコン等機器の更新事業や、ビジネス支援事業として、図書館が、働く世代の学びの場、コミュニティを作る場となるよう、連続講座などを開催します。

また、「生駒市史」編さん事業においては、研究者やボランティアの参画により編さん作業を行い、2冊の史料集を編集・発刊するとともに、郷土史を学び、親しんでいただくため、記念講演会や地域学習イベント「生駒歴史キャンパス南地区編」を開催する予定をしています。

目5、青少年健全育成費です。

この費目は、青少年指導及び青少年健全育成活動事業に要する経費です。

青少年健全育成活動事業としては、「二十歳のつどい」の開催のほか、子ども・若者総合相談窓口「ユースネットいこま」の運営、また、新規事業といたしまして、中学生を対象とした「サイエンス探求教室」の実施を予定しています。

目6、文化振興費です。

この費目は、「音楽のまち生駒」のさらなる推進に向け、多くの市民が身近に音楽に親しむ機会を提供するため、市民の企画提案による「市民みんなで創る音楽祭」や市民吹奏楽団事業等の実施など、文化芸術事業の振興に要する経費等を計上しています。

目7、文化財保護費です。

この費目については、文化財の各種調査にかかる経費のほか、生駒ふるさとミュージアムの管理運営に要する経費を計上しています。

項6 保健体育費、目1 保健体育総務費です。

この費目については、スポーツ推進審議会の運営や各行事の開催等にかかる経費です。

市民の皆様気軽に参加いただき、スポーツを始めるきっかけや、親しんでもらえる1日とするため「いこまスポーツの日」の開催や、障がい者のスポーツ活動を推進するため、障がい者や障がい児のためのスポーツ施設の開放事業、特別支援学級の児童を対象とした体づくり運動プログラムの実施を予定しています。

また、児童・生徒が望むスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境を創出するため、学校部活動の地域移行を見据えた「新たな地域クラブ」拡充のための経費を計上しています。

【上下水道部】

(66、67、88ページ)

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目5 環境保全対策費、節18 負担金補助及び交付金の浄化槽設置整備補助金です。

浄化槽の設置補助については、生活排水対策のため、合併処理浄化槽設置者に対し、補助金の交付に要します経費を計上させて頂いております。補助予定基数は、昨年度と同様の67基です。

また、浄化槽の管理者に対して、指導などを行い、適正な維持管理を推進するための経費を計上しています。

款6 土木費、項5 下水道費、目1 下水道費です。

この費目については、一般会計から下水道事業会計へ、11億721万4000円の繰り出しをお願いするものです。後ほどの下水道事業会計におきまして収入として計上させて頂いておりますのでよろしくお願いいたします。

議案第3号令和6年度度生駒市公共施設整備基金特別会計予算

【予算に関する説明書に基づき説明】

【都市整備部】

(129～132 ページ)

総括として、歳入歳出それぞれ総額、741万9000円を計上しています。

歳入の内訳では、款1財産収入に、公共施設整備基金の運用に伴う利子33万9000円を計上し、款2寄附金に、宅地等開発行為に関する指導要綱などに基づく、公共施設整備寄付金708万円を計上しています。

歳出として、款1公共施設整備基金費は、公共施設整備寄付金と基金運用利子の合計額、741万9000円を公共施設整備基金に積立するものです。

議案第4号令和6年度度生駒市介護保険特別会計予算

【予算に関する説明書に基づき説明】

【福祉健康部】

(135～151 ページ)

本予算については、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画の1年目であり、計画に示す令和6年度の第1号被保険者数、要介護（要支援）認定者数、保険料基準月額に基づき介護保険事業に係る経費を計上しております。

令和6年度の歳入歳出の予算総額は、103億2104万2000円で、前年度と比べて6.6%の増額となっております。

歳入、款1保険料については、65歳以上の第1号被保険者の保険料を計上しています。

款2使用料及び手数料については、市が指定しております地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の新規及び更新申請の審査手数料に係るものです。

款3国庫支出金、款4支払基金交付金、款5県支出金については、それぞれ法定割合により交付される負担金及び交付金です。

款7繰入金については、法令に基づく市負担分及び職員の人件費等を計上しています。

歳出、款1総務費、項1総務管理費については、介護保険運営に係る人件費や電算処理システム利用等の事務的経費を計上しています。

項2徴収費については、保険料納入通知書作成及び封入業務委託料等の保険料賦課徴収に係る経費を計上しています。

項3介護認定審査会費については、介護認定審査会委員や介護認定調査員への報酬及び委託料等の介護認定に係る経費を計上しています。

款2 保険給付費については、要介護者や要支援者の方々への居宅介護サービス、施設介護サービスの提供や高額介護サービス等に係る各給付費及び審査支払手数料を計上しています。

款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費については、地域における自立した日常生活の支援のための介護予防・生活支援サービス事業に要する経費を計上しています。

令和5年度、全国の市町村モデルとなる訪問型サービスAを構築することを目的とする厚生労働省の「地域づくり加速化事業」の実施地域に選定され、令和6年度に本格実施することとしております。

目3 一般介護予防事業費については、介護予防の必要な人を把握する「元気度チェック」の実施や各種介護予防事業をより一層展開していくための経費です。

項2 包括的支援等事業費については、各地域包括支援センターの運営等に係る経費などに加え、基幹型地域包括支援センターに係る経費及び地域の支援体制を強化する生活支援コーディネーターの配置に要する経費を計上しております。

また、在宅医療・介護連携の推進に係る経費や、新規事業として看取り体制強化事業補助金及び介護給付費適正化に係る経費を計上しています。

款4 保健福祉事業費については、地域支援事業における任意事業として実施していた介護用品の支給事業について、保険福祉事業として実施するための費用を計上しております。

款5 基金積立金については、基金運用利子です。

議案第5号令和6年度度生駒市国民健康保険特別会計予算

【予算に関する説明書に基づき説明】

【福祉健康部】

(161～178 ページ)

令和6年度の歳入歳出の予算総額は、105億2217万2000円で、前年度と比べて約12.1%の減額となっております。

歳入、款1 国民健康保険税については、国民健康保険被保険者の保険税を計上しています。

款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、システム改修経費相当分の収入を計上しております。

款4 県支出金、項2 県補助金については、生駒市が負担している医療費等に要する経費について、「保険給付費等交付金」として、全額、県から交付されるものです。

款7 繰入金、項1 一般会計繰入金につきまして、保険基盤安定繰入金分と未就学児均等割保険税繰入金に加え、令和6年1月から実施の産前産後均等割所得割軽減に係る保険税軽減分の繰入金及びその他一般会計繰入金です。

項2 基金繰入金については、財政安定化支援事業及び事務費に係る経費分を計上しております。

歳出、款1 総務費については、国保特別会計の人件費及び電算等事務に関する経費で、レセプト処理電算委託などです。

款2 保険給付費については、医療費給付のほか、出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当金などを計上しております。

款3 国民健康保険事業費納付金については、県が生駒市の所得水準等により算定した納付金を計上しております。

款5 保健事業費については、特定健康診査や特定保健指導の受診率向上のため、電話や文書による受診勧奨、休日における集団特定健康診査やアプリを利用した保健指導を実施するとともに、「骨密度測定器」や「血管年齢測定器」等を利用した「何でも健康チェック事業」などの保健事業を引き続き実施し、被保険者自らの健康生活を維持し、生活習慣病を予防することを目的とした経費を計上しております。

去る2月7日に「生駒市国民健康保険運営協議会」を開催し、令和6年度生駒市国民健康保険特別会計予算（案）について、ご承認をいただいております。

議案第6号令和6年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算

【予算に関する説明書に基づき説明】

【福祉健康部】

(189～195 ページ)

令和6年度の歳入歳出の予算総額は、31億1589万6000円で、前年度と比べて約13.0%の増額となっております。

歳入、款1 後期高齢者医療保険料につきまして、後期高齢者医療の被保険者の保険料を計上しております。

款3 繰入金については、事務費及び保険料軽減に係る、一般会計からの繰入金です。

歳出、款1 総務費については、人件費や保険料の徴収等後期高齢者医療の事務処理に伴う経費を計上しております。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金については、後期高齢者医療広域連合に支払う、基盤安定負担金及び保険料等の負担金を計上しております。

議案第7号令和6年度生駒市水道事業会計予算

【上下水道部】

(予算案の概要に基づき説明)

10 企業会計の概要、水道事業会計、2 基本項目の(2)年間総配水量は、1180万1180立方メートルを予定しています。一人一日平均配水量の減少等により、前年度より7万9839立方メートルの減となっております。

次に、3 予算総額です。

収益的支出と資本的支出をあわせた予算総額は、38億9850万4000円で、動力費の減少、配水場緊急遮断弁等設置工事の完成等に伴い、前年度より5038万6000円の減となっております。

次に、4 収益的収入及び支出予算です。

収入から支出を差し引きますと、2041万4000円の赤字となる見込みです。これは、(2)の営業外収益におきまして、既存の有形固定資産に係る長期前受金戻入が減少したことが主な理由です。

5 資本的収入及び支出予算です。

収入から支出を差し引きますと、9億1075万1000円の不足となる見込みです。

不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金により補填いたします。

6 水道事業の概要です。

(1)新設改良事業については、継続事業といたしまして、管路の更新事業で約7kmの水道管の更新工事を予定しております。

配水場電気設備更新事業については、滝寺配水場ポンプ室の耐震診断業務が完了し、非常用自家発電設備等を整備するため、工事の基本設計を行うものです。

次に、(2)固定資産購入については、水道メーターの購入等の費用になります。

(3)原水及び浄水に要する経費については、県営水道の受水費、上水道施設の運転・管理業務等に要する経費です。

(4)給配水管の維持管理に要する経費については、水道管の修繕や漏水調査に係る経費で、継続事業といたしまして、市内全域を対象とした衛星画像のAI解析を活用した漏水調査業務を予定しております。

(5)営業活動に要する経費については、水道メーターの検針をはじめ、水道料金を収納するための経費等を計上しております。

(6)は「減価償却費」です。

(水道事業会計予算書に基づき説明)

令和6年度生駒市水道事業会計予算実施計画の1 収益的収入及び支出です。

款1の事業収益については、総額で28億3335万3000円を見込んでいます。

内訳として、項1の営業収益については、水道料金が主な収入で、目1の給水収益は24億6297万7000円を見込んでいます。

項2の営業外収益につきまして、目2の長期前受金戻入で3億2077万3000円を見込んでいます。

支出、款1の事業費については、総額で28億5376万7000円を計上しております。

内訳として、項1営業費用、目1原水及び浄水費については、主に浄水場施設の運転管理業務、県営水道の受水費などで15億9743万6000円を計上しています。

目2配水及び給水費については、配水池から上水を各家庭に送るために要する経費として2億4643万7000円、目3受託工事費については、消火栓の修繕などに要する経費として745万2000円、目4総係費については、水道料金を収納するための営業活動に要する経費で2億3777万6000円を計上しています。

目5減価償却費については6億9185万2000円、目6資産減耗費については203万円を計上しています。

項2営業外費用については、消費税の納付、小水力発電施設等に要する費用で4756万1000円を計上しています。

項3特別損失については、水道料金の漏水減免等による過年度損益修正損で322万3000円を計上しています。

項4予備費については、2000万円を計上しています。

2資本的収入及び支出です。

款1資本的収入については、総額で1億3398万6000円を見込んでいます。

内訳として、項1納付金については、下水道工事に伴う水道管の移設に係る工事納付金で5451万円、項2負担金については、消火栓の新設改良に伴う負担金で1000万円、項3分担金については、給水分担金で6947万6000円を見込んでいます。

支出、款1資本的支出は、総額で10億4473万7000円を計上しています。

内訳として、項1建設改良費、目1新設改良費については10億277万9000円、目2固定資産購入費については、3095万8000円を計上しています。

項2還付金については100万円、項3予備費については、1000万円を計上しています。

令和6年度生駒市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書です。

キャッシュ・フロー計算書は、会計年度内における資金の増減を記載したものです。

資金期末残高については、28億1812万9000円を見込んでおります。

給与費明細書、令和5年度生駒市水道事業予定損益計算書、令和5年度及び令和6年度の生駒市水道事業予定貸借対照表、本予算に係る注記を記載しています。

議案第 8 号令和 6 年度度生駒市下水道事業会計予算

【上下水道部】

(予算案の概要に基づき説明)

2 基本項目の(2)年間有収水量は、令和 5 年度決算見込みを勘案して、前年度より 6 万 7 7 5 0 立方メートル減の 8 1 8 万 4 6 1 4 立方メートルを予定しています。

3 予算総額です。

収益的支出と資本的支出を合わせた予算総額は、前年度と比べ 3 0 6 6 万 2 0 0 0 円減の 3 7 億 2 8 4 4 万 8 0 0 0 円となっております。

次に、4 収益的収入及び支出予算です。

収入の営業外収益において一般会計補助金及び長期前受金戻入を計上していることから、4 億 7 4 5 8 万 1 0 0 0 円の黒字予算となる見込みです。

5 資本的収入及び支出予算です。

収入から支出を差し引きますと 9 億 3 8 3 4 万 2 0 0 0 円の不足となる見込みです。なお、不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金処分額により補填いたします。

次に、6 下水道事業の概要です。

(1) 新設改良事業は、竜田川処理区における公共下水道管渠整備事業として、8 箇所を予定しており、下水道普及率は 7 3. 4 %を見込んでおります。また、下水道施設の長寿命化を進め、予防保全型の維持管理へ転換を図るため、施設の更新・修繕等の長期的な方針を定める下水道ストックマネジメント計画の策定事業のほか、新規事業といたしまして、山田川浄化センター耐震診断業務を計上しております。

(2) 流域下水道建設負担金は、大和川上流流域水道事業の建設負担金といたしまして、奈良県が予定しております浄化センターの整備事業などに要する応分の負担金を計上しております。

(3) 管渠の維持管理に要する経費は、新規事業である単独処理区管渠調査業務をはじめ、老朽化した管渠等の維持補修工事に要する経費などを計上しております。

(4) ポンプ場の維持管理に要する経費は、市内 6 箇所の中継ポンプ場の運転管理業務に要する経費などを計上しております。

(5) 処理場の維持管理に要する経費は、山田川浄化センター及び竜田川浄化センターの運転管理業務に要する経費などを計上しております。

(6) 営業活動に要する経費は、下水道使用料の徴収、受益者負担金の賦課など、総務管理関係の事務執行に必要な経費を計上しております。

(7) 流域下水道維持管理負担金は、流域下水道を維持管理している奈良県への出汚水量に応じた負担金を計上しております。

(8) 減価償却費を計上しております。

(9) 企業債償還元金及び支払利息は、事業に伴います企業債の償還予定額を計上しております。

(下水道事業会計予算書に基づき説明)

令和6年度生駒市下水道事業会計予算実施計画の1収益的収入及び支出です。款1事業収益ですが、総額で28億2890万4000円を込んでいます。

内訳として、項1営業収益については、下水道使用料が主な収入で、9億8496万9000円を計上しています。

項2営業外収益については、一般会計補助金で10億5230万5000円、長期前受金戻入で7億8633万8000円が主な収入で、18億4363万5000円を計上しています。

支出、款1事業費は、23億5432万3000円を計上しています。

項1営業費用、目1管渠費については、管渠の維持管理に要する経費として1億6334万1000円を計上しています。

目2ポンプ場費については、ポンプ場の維持管理に要する経費として3230万5000円、目3処理場費については、山田川浄化センター及び竜田川浄化センターの運転管理業務等に要する経費として、4億3802万2000円、目4総係費については、総務管理関係の事務執行に必要な経費として、6110万8000円を計上しています。

目5流域下水道維持管理負担金については、3億1784万2000円、目6減価償却費については、12億5008万6000円を計上しています。

項2営業外費用については、支払利息等に要する経費で8888万4000円を計上しています。

項3特別損失については、過年度損益修正損で73万5000円を計上しています。

項4予備費は、200万円を計上しています。

2資本的収入及び支出です。

収入、款1資本的収入は、総額4億3578万3000円を見込んでいます。

内訳として、項1企業債については、公共下水道事業債等で2億6430万円、

項2補助金については、目1一般会計補助金で5490万9000円、目2国庫補助金で1億600万円を計上しています。

項3負担金については、下水道事業受益者負担金で1057万4000円を計上しています。

支出、款1資本的支出は、総額13億7412万5000円を計上しています。

項1建設改良費については、目1新設改良費で、4億2163万3000円、目2流域下水道建設負担金で、5236万1000円を計上しています。

次に、項2企業債償還元金は、償還元金として8億9813万1000円、項3予備費は、200万円を計上しています。

令和6年度生駒市下水道事業の予定キャッシュ・フロー計算書です。

キャッシュ・フロー計算書は、会計年度内における資金の増減を記載したもの

です。

令和6年度末の資金期末残高は7994万円を見込んでおります。

給与費明細書、令和5年度生駒市下水道事業予定損益計算書、令和5年度及び令和6年度生駒市下水道事業予定貸借対照表、債務負担行為に関する調書、本予算に係る注記を記載しています。

議案第9号令和6年度生駒市病院事業会計予算

【福祉健康部】

（病院事業会計予算書に基づき説明）

第2条の「業務の予定量」の(1)「病床数」は一般病床210床となっています。

第5条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてそれぞれ定めるものです。

第7条は、他会計からの補助金について、第8条は、利益譲余金の処分について、それぞれ定めるものです。

令和6年度生駒市病院事業会計予算実施計画の1収益的収入及び支出です。

収入、款1病院事業収益です。

前年度と比べ、790万8000円減の5億9954万4000円を計上しています。

内訳としまして、項1医業収益については、生駒市立病院の診断書等の文書交付手数料並びに、救急告示及び小児救急医療提供病院等に係る一般会計負担金等として、8574万6000円を計上し、項2医業外収益については、院内保育所運営に要する経費に係る一般会計補助金、小児科病院輪番体制参加病院運営及び、新人看護職員研修に係る県補助金、病床割、小児医療病床、企業債利子に係る一般会計負担金、指定管理者負担金及び長期前受金戻入等により、5億1379万8000円を計上しています。

支出については、款1病院事業費です。前年度と比べ、1861万2000円減の5億3830万5000円を計上しています。

内訳としまして、項1医業費用として、前年度と比べ、1861万4000円減の4億9250万8000円を計上しています。

目1給与費については、職員の給与及び病院事業推進委員会委員に係る報酬として、2161万3000円を計上しています。

目2経費として、病院用地等に係る賃借料、市立病院文書料等徴収業務等に係る委託料及び医業外収益で収入する一般会計補助金及び県補助金につきまして、実際に事業を実施している市立病院に支出する交付金等として、1億1482万3000円を計上しています。

目3減価償却費として、3億5607万2000円を計上しています。

次に、項2医業外費用については、企業債及び長期借入金に係る支払利息並びに消費税及び地方消費税として、前年度と比べ、239万8000円減の447

4万7000円を計上しています。

項3特別損失については、過年度分の県補助金に係る消費税等相当額を返還するための過年度損益修正損として、5万円を計上しております。

項4予備費については、100万円を計上しています。

2資本的収入及び支出です。

収入につきまして、款1資本的収入は前年度と比べて、2億7217万円減の3億1488万5000円を計上しています。

内訳としましては、項1負担金交付金については、企業債償還に係る一般会計負担金として、1億5988万5000円を、また、項2他会計からの長期借入金については、企業債の償還に充てるための一般会計からの長期借入金として、1億5500万円をそれぞれ計上しています。

支出については、款1資本的支出は、前年度と比べて、2億6209万5000円減の6億5760万9000円を、項1企業債償還金は、病院建設に係る企業債の元金償還金を計上しています。

収益的支出と資本的支出を合計した予算総額については、前年度と比べて、2億8070万7000円減の11億9591万4000円となっています。

令和6年度生駒市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書です。予定キャッシュ・フロー計算書については、会計年度内における資金の増減を記載したものです。

資金期末残高につきまして、5808万5000円を見込んでいます。

給与費明細書、債務負担行為に関する調書、令和5年度生駒市病院事業予定損益計算書、令和5年度及び令和6年度の生駒市病院事業予定貸借対照表、本予算に係る注記を記載しています。

議案説明書

【3月5日開催分】

令和6年3月定例会

令和6年度生駒市議会第1回(3月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和6年3月5日(火) 午前9時30分

2 場 所 第1会議室

3 説明議案等

議案第38号	令和6年度生駒市一般会計補正予算(第1回)
--------	-----------------------

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

市民部長 中谷正之 福祉健康部長 吉村智恵

議案第38号 令和6年度生駒市一般会計補正予算（第1回）

【市民部】

費目は、款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費です。

この予算は、令和6年度において実施する、住民税の「定額減税」に関し、課税計算の変更等に必要なシステム改修費として、825万円をお願いするものです。

定額減税を実施するにあたり、システムを改修しなければならない項目として、課税計算の変更や、課税情報及び各種帳票への項目追加、また、他業務システムへの連携対応などが必要となります。これらを改修する費用として、825万円を計上させていただいております。なお、この予算につきましては、システム改修に係る内容を含んだQAが、国から示されたのが本年1月30日であったこと、さらに、システムのリリースは4月に行わなければならないことから、補正予算でお願いするものです。

【福祉健康部】

今回の補正予算は、歳出といたしまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費におきまして、昨年11月2日に、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定されたことに伴い、本市におきまして物価高に苦しんでおられる低所得世帯への支援を現在行っているところでございますが、令和6年度も引き続き支援を行うための経費を計上しております。

内容といたしましては、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯及び住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給するとともに、これら低所得者の子育て世帯へのこども加算として、18歳以下の児童1人当たり5万円を追加給付するもので、総額3億3635万円の増額補正をお願いするものです。財源といたしましては、全額物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたします。

議案説明書

【3月7日開催分】

令和6年3月定例会

令和6年度生駒市議会第1回(3月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和6年3月7日(木) 午前9時30分

2 場 所 第1会議室

3 説明議案等

議案第39号	生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について
--------	-------------------------

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

市 民 部 長 中谷正之

議案第 39 号 生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について

改正の理由ですが、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震では、多くの家屋が損壊し、被災者の生活の基礎となる家財や生計の手段に、甚大な被害が生じています。この改正は、その負担の軽減を図るため、令和 6 年度の個人住民税において、その損失を雑損控除の適用対象とすることができるよう、特例を設けるものです。

雑損控除とは、個人住民税において、本人や扶養親族が所有する生活用資産が、災害や盗難等によって損失が生じた場合に、その損失を所得控除とすることができる制度です。

能登半島地震は、本年 1 月 1 日に発災していることから、この地震による損失を雑損控除に適用できるのは、令和 6 年分の所得に対する損失となり、個人住民税の賦課年度では、令和 7 年度課税で適用となるものですが、これを、特例措置を設けることにより、納税者が選択すれば、令和 6 年度の個人住民税で適用することができるようになります。

なお、この地方税法の改正は、国において 2 月 21 日に公布され、同日に施行となっていることから、本市税条例の改正についても、施行日は、公布の日としています。